

平成五年三月

各務原市資料調査報告書第十六号

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(一)

各務原市歴史民俗資料館



富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(一)

從五位下伊豆守行年五十一歲圖



口絵1

元祖坪内嘉兵衛藤原安彦像

天正六年... 元祖坪内嘉兵衛藤原安彦像... 行年六十九歲... 心經十卷... 上



口絵2



口絵 5



口絵 3



口絵 6



口絵 4



口絵 7



口絵 8

## 序

昭和三十八年の四町合併により、新しく市として生まれ変わって以来、各務原市はもうすぐ市制三十周年を迎えようとしています。その間、経済の高度成長と急激な人口流入および人口増加を体験しました。

それにつれ、旧来から培ってきた文化と新しく加わった人々が持ち込む文化が入り交じり、新生都市にふさわしい新しい文化が創り出されて来たように思われます。

地域の伝統文化は地域の風土に一番適合したものです。永い年月を経る中で、取捨選択され洗練された、完成された文化であるとも言えます。しかし、近來、新しいものを善とする国民風土が勢力をもち、「古いものは封建的悪である」といわんばかりに、大半の伝統文化が、切り捨てられ、改められる道をたどる向きも一つの風潮として出て来ました。また、長い間の歴史のうねりとして、市民生活の形態変化によって自然消滅を余儀なくされたものも多々あります。

こうして忘れ去られた伝統文化の中には、後世の子孫に残し伝える価値のあるものも多くあります。そうしたものの中には、もはや歴史の資・史料の中に見いだすことができなくなったものもあります。そのため、当教育委員会の歴史民俗資料館では、毎年、一冊ずつ資料調査報告書を刊行して、価値ある資・史料の保存と公開に力を入れてまいりました。

今回、その一環として資料調査報告書第十六号が刊行できますことを嬉しく思います。

おわりに当たり、資料所蔵者少林寺のご快諾と関係者のご協力によって刊行の運びとなったことに感謝の意を表して、刊行の挨拶といたします。

平成五年三月

各務原市教育委員会

教育長 水野定之

# 富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(一)

## 目次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 口 序 口                     |     |
| 目 次                       |     |
| 口 繪 目 次                   |     |
| 凡 例                       |     |
| 史料 解説 (旗本坪内氏の宗家と内分家)      | 一   |
| 影 印 史料 (加通富樫庶流坪内家一統系図並由緒) | 一五  |
| 編集後記                      | 三二七 |

## 口絵目次

- 一 坪内伊豆守肖像画（岐阜県各務原市瑞眼寺蔵 原寸七四cm×三二cm）  
内分寄合旗本坪内氏家元第十代目保之のことか。
- 二 坪内嘉兵衛定安肖像画（坪内英治氏蔵 原寸八二cm×二八cm）  
坪内氏の内分分知家（御三所）の一つ、通称前渡坪内家初代。
- 三 武州豊島郡江戸赤坂禪宗派寺弟松泉寺（渋谷区恵比寿南二一八―二）  
家元二代目家定の葬地。
- 四 武州豊島郡下渋谷村東北寺（渋谷区広尾二一五―一二）  
家元の在府内菩提寺。資料調査報告書第七号の口絵四のキャプションは当寺の誤り。
- 五 武州豊島郡下渋谷村禪宗祥雲寺（渋谷区広尾五一―二二）  
寺内の靈泉院が前渡坪内家六代目貞行の葬地
- 六 濃州各務郡少林寺（岐阜県各務原市新加納町二一〇四）  
家元初代利定の葬地および坪内各家歴代菩提所
- 七 各務郡新加納村陣屋周辺地図（明治十四年各務原近傍実測図の一部）
- 八 前渡坪内家第十一代目嘉兵衛昌壽家族（坪内英治氏蔵）  
明治七年頃、京都に於いて。向かって左から長男定業、次女きみ、  
内室徳（あつ）、本人昌壽（まさひさ）、長女れん。

## 凡例

- 一 本報告書は原史料名「肥前富樫庶流坪内家一統系図並由緒」を影印復刻したものである。
- 一 原史料は旗本坪内家の内分分知であった三家のひとつ、平島の坪内家十二代目の坪内高國が編集したものである。
- 一 坪内高國は旗本坪内家の宗家（新加納坪内家）九代目左京定儀（まじのり）の嫡男定静（病弱により廃嫡）の三男で、平島の坪内家佐左衛門定通の養子になった。
- 一 原史料は坪内高國が坪内家一統の菩提寺の少林寺に奉納したものである。
- 一 原史料の所蔵者は各務原市那加新加納町二一〇四の少林寺である。
- 一 原史料は各務原市指定文化財（典籍、昭和四十三年）に指定されている。
- 一 原史料は九分冊からなるが、今回は、その内の第一―二分冊を影印復刻した。
- 一 原史料を影印復刻したのは、楷書体で書かれているため活字翻刻の必要性がないこと、活字化による誤植を避けるためである。
- 一 朱書および朱印の部分は、写真の枠外に（朱書）および（朱印）と活字で表記した。
- 一 本報告書には近世関係の解説文をつけた。
- 一 解説文は岐阜大学教養部の松田之利教授に依頼した。
- 一 解説文および影印復刻文の中で、歴史的用語として史料中に表現される身分差別にかかわる用語や侮蔑言葉をそのまま収録した部分がある。これは歴史の史料集としての使命を全うするとともに、封建支配の事実を正しく理解し、歴史的身分制度を学び、真の民主主義達成のための礎とすることを希求したからである。
- 一 写真図版および校正等は、各務原市歴史民俗資料館の齋藤文彦・上村恵宏・足立秀成・佐藤浩子・佐伯晴美が担当した。



# 史料解説

旗本坪内氏の宗家と内分家

岐阜大学教養部教授

松田之利

## 旗本坪内氏の宗家と内分家

本史料集は、各務原地域に本拠のあった旗本坪内氏六家のうちの宗家と内分三家の系図や由緒である。

近世の美濃には幕末期段階で七十家を越える旗本の所領があった。この数が多いというべきかどうかは連断出来ないが、尾張藩を除く岩村・苗木・加納・高富・大垣・高須の諸藩がいずれも十萬石以下の小大名であった事とあいまって、美濃国は小領主の錯綜していた地域である、という印象を形成する要因となっている。したがって、旗本の研究をぬきにして近世の美濃は語れないのであるが、これが以外に少ない。「岐阜県史」の時・多良郷の高木氏や岩手の竹中氏についての研究のほかには、中山育子氏の彦坂の前田氏、江口美保氏の徳山の徳山氏についての研究（いずれも岐阜大学史学科学卒業論文）があげられる程度である。このような研究史の薄さは、史料の不足が大きな理由となっている。中山・江口氏の研究も旗本の地代官であった農民や庄屋の史料を分析したもので、旗本自身の史料を使った研究ではない。

この度復刻された史料は、旗本自身の手による旗本家自体の史料であるという点で、きわめて貴重なものであるが、一族の四家についての系図や由緒であるというところに、まず旗本坪内氏の

大きな特徴が出ている。

☆

さて、美濃の領主の所領の錯綜といえは、美濃最大の領主である尾張藩の所領もそうであった。現在の中津川・恵那・多治見・美濃加茂・美濃・関・岐阜・羽島など、美濃の経済や軍事上の重要地域に所領があり、それだけに分散して藩領としての纏まりはなかった。そのことが、美濃では尾張藩の影が薄く感じられる要因の一つだと考えられるが、尾張藩の所領が分散していたのは、徳川幕府が美濃一国を統治し、あわせて木曾と飛騨の材木を掌握するという観点から美濃の要地をおさえ、その殆どを尾張藩が引継いだからであった。つまり尾張藩は、美濃では公儀の代行者だったのである。

それに対して旗本は、二〇〇〇石以上の旗本十八家の分布があるものは隣国との境を、あるものは交通の要衝をおさえながら、全体としては美濃をつらぬく重要な交通路である中山道に近接した場所に陣屋を構えていたという配置上の特徴から、「西国への大押え」である尾張藩の先鋒隊として配置されたとされている（『岐阜県史通史通編近世上』）。

たしかに軍事的観点からの旗本配置論はあたっている。美濃は守護土岐氏、ついで守護代の斎藤氏によって、さらに織田信長が覇者となるなど統一権力はめまぐるしく交替した。その分在地領主や地侍の自立性は強く、信長の強力な軍事力の一翼を担ったの

も、これら在地領主を中心とした「美濃衆」であった。そしてこ

うした在地領主の多くが、反徳川方の大名の配下として関ヶ原の戦いに臨んだのであったから、家康の戦後処理では、反徳川大名の一掃（除封した大名が全国最大の、織田秀信（岐阜城主、一三五〇〇〇石）以下十一家三三万二〇〇〇石（全国で九十家、四三八万石余）に及んだ）以上に、在地領主の掌握に腐心したはずであった。数多くの旗本の配置は、西国への備えもさることながら、在方掌握のためという意味が大きかったと思われる。

幕末期の旗本七十一家（含む分家）のうち、慶長・元和年間に設置された旗本は三十五家を数える。そのうち信長時代より以前に美濃に本拠があったと思われる者が二十一家、信長の頃以後に美濃にゆかりが出来たと考えられる者七家を数え、関ヶ原の戦い以前には直接の関わりがなかったと思われる者は七家である。

つまり家康の戦略は、美濃の在地領主のうちで徳川方に属した者を抜きて旗本に取り立て、彼等の在地に対する支配力を利用して難地の美濃を掌握しようとするものであったと思うのである。

それではなぜ強力な大名を置くのではなく、こうした小領主を多く配置したのであろうか。

☆

戦国統キユエ、浪人共出合セ、狼藉致し候故、百姓迷惑致し候間、左ノ通り連判致し、伏屋村氏神ニ納め置き候、濃州羽栗郡伏

屋村野間ニおいて出合

元和三年丁巳三月

|        |       |
|--------|-------|
| 濃州徳田村  | 松原内匠  |
| 同 三宅村  | 三宅庄兵衛 |
| 同 印食村  | 那波甚平  |
| 同 円城寺村 | 野垣源兵衛 |
| 同 松倉村  | 小島甚六  |
| 同 伏屋村  | 伏屋市兵衛 |
| 同 野一色村 | 野一色頼母 |

右川並三十六人野士七組二分組の内、何哉の義御座候共、見捨て申す間敷候、其の為証文堅く伏屋村氏神ニ納め置く者也（『川島町史』）

この史料は、大坂夏の陣の二年後の元和三年（一六一七）に、まだ浪人達が徘徊して村方の治安が悪いので、川並村々が相互に協力しあって治安を守るということを誓約して、伏屋村の氏神にその誓約文を奉納した、というものである。この七か村は現在の本曾川と境川とに囲まれた村々であるが、一堂に会して連判しているということはひとつの連合体であったということであろう。それはおそらくこの地域が、かつて本曾川が川島町の松倉あたりから境川に入っていた段階に、水運や治水などで共通の利害によって結ばれていたことの名残だと思われる。この連合体は七組（村）に分かれていて、それぞれを代表する三十六人の野士す

なわち地侍によって運営されており、それぞれの組の代表者が史料の七人であったと考えられるのである。

この野士代表の一人である松原内匠は、かつて秀吉が墨俣にいわゆる一夜城を築いたときに、木曾川から陸揚げされた材木を築城用に加工した大工の総棟梁であった松倉の松原内匠と同一人物だと思われる。また小島甚六は、関ヶ原の戦いに、坪内氏の下で鉄砲隊頭として従軍した小島掃部之助なる人物の縁者だと思われるし、野垣源兵衛は、天正期に川面役を勤めたり、石川備前守(秀吉家臣で犬山城主)の配下として野方支配を任されたり、慶長五年には池田輝政軍の水先案内役をつとめたりした人物である。彼は後に尾張藩の川並奉行に任じられ、明治にいたるまで円城寺役所に勤務していた。

これらの例から推測されることは、連判した七人はいずれもかつて郷士であり、現在も依然として川や在地に大きな支配力・影響力を保持していた人物であったということである。

初期の村方がこのような状況であればこそ、郷士の何人かを徳川氏の家臣に組込んで、彼らの影響力や支配の能力を利用することなしには、在地の掌握は困難であったことは想像に難くない。郷士の旗本への取り立てというかたちではなくても、かつて郷士であった由緒を様々な形で特権として温存することで村方に君臨する頭百姓を領主が黙認していたというのも、郷士の旗本取り立てと同様の意図によるものであった。

氏自身か一族かが石田方に与して参戦したためであろう、戦後はその地位を失ない、西市場に陣屋を構えた徳山氏のもとで陣屋の役人や庄屋を勤める地位に転落させられたのであった。

赤座家の変化と更木八か村との分断支配とは連動しており、これは領主の支配が郷村単位から村単位へと変化したことと、在地領主的な存在が兵か農かに分離される政策が進行していることを物語っていたから、各務原の近世の始りをここに見ることが出来るのである。

ところで、各務原は東と南で木曾川に接し、また木曾川と長良川とを結ぶ陸路が近世初期までは通っていたし、やがて当地域の真ん中を東西に中山道がはしるという、水・陸ともに交通上の要衝であった。と同時に当地の中央部には広大な野方が存在していた。鶴沼に尾張藩が置かれたのは、同藩の林政手腕を見込まれたという側面もあるのではないだろうか。徳山氏が西市場などに据えられたのも、彼が本貫地徳山で林業や野方支配の専門家であったことが重視されて、広大な各務原の西半分の管理を委ねられたものと考えられる。

徳山氏がこのように、陸路と野を押さえる役目を担っていたと思われるのに対して、坪内氏ははじめ加賀国富樫氏に仕えたが、藤左衛門頼定の時犬山城主織田白蔵に仕え、羽栗郡松倉に城を構えたという(寛政重修諸家譜)。のちの勝定の嫡子は前野家をついで但馬国出石の城主となり、弟の利定が旗本坪内氏の祖となっ

各務原の政治的にみた近世は、尾張藩の鶴沼支配と、旗本徳山氏と坪内氏による各務野(の西部)支配とから始るといっても過言ではない。鶴沼は木曾川を扼する犬山城(後には円城寺に移るが)の後背地として米を供給する地であるとともに、中山道の宿でもあるという要衝の地であった。この鶴沼の尾張藩領への編入は、幕府が美濃支配の殆どを尾張藩に委ねたことの一環であったから、各務原というより美濃の近世のはじまりを示すものであった。

各務原の東部が尾張藩の支配下に入ったのに対して、西部は旗本徳山氏と坪内氏、幕府直轄領とに分断された。なかでも更木郷八か村といわれた西市場・山後・桐野・岩地村が徳山に、新加納・長塚村は坪内氏に、前野・北洞村は幕府領に分かれたということが注目される。それというのも、この八か村はそれまで手力雄神社を中心としてひとつの連合体(惣的結合)を形成していたからである。

この結合を物的に保証していたものが各務野(の西半分)への入会(共同)利用であって、その野は八か村の惣社であった手力雄神社の社領ということで八か村で守ってきたのであった。そしてこの野と手力雄神社と八か村の代表でもあり支配もしていたのが西市場村に住む赤座家であって、信長・秀吉時代にはその支配権は「安堵」されていたようである。しかし関ヶ原の戦いで赤座

たという。「大開尾張国に発向のとき、利定大開と不和」になって森長一に、その後は関東に赴いて家康に仕えた。そして関ヶ原の戦いでも家康方として奮戦したために、本貫地である松倉郷周辺の各務・羽栗郡内十九か村(六五三三石余)を与えられて旗本になった。

これらの所領は中山道の南側にあり、木曾川に囲まれたほぼ田稲羽町に集中している。この地域から木曾川を下って伊勢湾に至ることは勿論のこと、ここから陸路を通って長良川に入り、川下で掛妻川に入って濃州三湊に至り、そこから牧田川を遡って陸路で琵琶湖に赴き、京・大坂方面に向うという、美濃三川の運輸の基地ともいえる場所であった。なかでもとくに松倉は重要な基地であった。

こうした地域に所領を持つ坪内氏は、美濃三川の運輸に深いかわりがあったと想像されるのである。その点で信長に属した喜太郎(利定)が鉄砲を駆使していたということが注目されるのである。

彼は永禄八年(一五六五)には信長から、天正九年(一五八二)には信忠(信長の嫡子)から「鉄砲にて鹿・鳥打候事」を許可する旨の判物を下付されているし、天正十年の武田勝頼との戦いでは、信州高遠の攻略に鉄砲隊を率いて参加したという(各務原市史以下ことわらない限り同市史による)。こうした事柄は、坪内氏が当時鉄砲の生産や流通の中心地であった堺と何らかの繋がり

があったこと、また根来や雑賀の鉄砲足軽を率いて活躍したということは、紀州と繋がりがあったことであるから、木曾川や長良川を通じて、堺・紀伊半島・伊勢湾を結ぶ海上交通と結びついていたと想像してもおかしくない。そしてこうした坪内氏の交通の範囲と、当時の一向一揆のそれとほぼ重なっていたと考えられる。一向宗の門徒たちは、瀬戸内海の島々から大坂の本願寺、紀州（の根来や雑賀）から伊勢長島へ、そしてさらに河川を伝って内陸部と繋がりをもっていたことは周知の事実である。当然門徒には海川の運輸業者や商人・職人たちが多かったから、坪内氏はこうした人々と何らかの関係をもっていたものと推測される。

しかし関ヶ原の戦いの後に再び旧地に封ぜられたとき、坪内氏の以前のような河川運輸とのかかわりは断ち切られてしまった。

木曾・長良川の材木や荷舟の管理は初めは幕府直轄、やがて尾張藩の手に移り、揖斐川も濃州三湊が尾張藩の所領とされるなど、美濃三川の支配権は尾張藩の直轄下に入った。また以前のように松倉あたりから材木を長良川に入れるということもほとんどなくなったので、坪内氏の所領は材木陸揚げの基地としての性格も消失していた。

こうして坪内氏が各務原の旧地に復したのは、かつての河川とのかかわりを買われてのことではなかった。おそらく在地領主として当地域に根を張っていたという点が着目されて、中山道と木曾川に囲まれた戦略上の重要地点の支配を任された、ということ

だったのではないかと思う。

それというのも、幕府の坪内氏への知行の与え方にも、また坪内氏と在地との関係をみても、在地領主的な性格が幕末まで残されておき、そしてそれは、坪内氏自身が古い体質を脱皮し得なかつたためというよりは、最初に幕府が坪内氏を当地に封じた時に、その在地頭主的な性格を容認し温存したためであったと考えられるからである。

ともかく旗本坪内氏の最大の特徴は、一族どうしの結合と反発が強い、また在地とのつながりが非常に密な領主であった、ということである。その点では、美濃に数ある旗本のなかで平均的ないしは標準的な旗本とは言えないかもしれないが、しかし他の旗本の研究事例が僅少である現在ではたしかなことはいえない。

☆

旗本坪内氏は慶長六年（一六〇一）二月に家康から知行地を与えられて成立したが、そのとき父子五人が連名で一つの知行目録を下付された。このような宛行状はおそらく坪内氏だけであって、他の旗本に類例はないと思われる。この宛行状には当時の坪内一家の特徴が反映されているだけでなく、その後の坪内氏の宗家と他家との近世を通じて対立を惹起させる基ともなった。

一族の所領は、長塚・新加納・大野・小佐野・三井・（上下）前渡・上中屋・下中屋・佐野・間島・成清・平島・米野・江川・無動寺・中野・松原島・笠田島・松倉の十九か村で合計六五三三石

余であった。このなかには、先に述べた「川並三十六人」の「野士」がいた七か村は松倉を除いて一か村も含まれていない。七か村は一郷として纏まっていたと考えられるから、坪内氏の所領はそうした地域的結合を無視あるいは否定して設定されているといえる。その点では、更木郷八か村が徳山・坪内・幕府の三つに分断されたのと軌を一にしていた。

坪内氏がかつては松倉に本拠をおいたが、一族の中心である宗家の利定は新加納村に陣屋を設けた。この地は平野に突出した台地上にあり、隣村長塚村には更木郷八か村の惣社手力雄神社が鎮座しているという要地であったからと考えられる。

父子五人の支配地はさきにもたように六五三三石余であったが、系図などには「七千石村々」と記されている。それは本来は七〇〇〇石与えられるはずであったのが、代官らの手違いから四〇〇〇石の高不足が生じたからだと説明されている。しかし天和二年（一六八二）には五〇〇〇石加増されているから、七〇〇〇石石というの間違いではない。もっともその五〇〇〇石は上総国で与えられたものであるから、美濃では六五三三石余と変りはなかった。また万延元年（一八六〇）には安房国に一〇〇〇石を与えられて、一族の知行地は八〇三三石に達した。これが坪内一族の所領のピークであった。

さてこれらの知行地は、宗家領（御納戸）・内分家領（御内分）・分家領（御分知）の三つに分れていた。

宗家は、利定の嫡子の家定が慶長十四年（一六〇九）に家督を継いだ家で、次に述べる内分家三家をも代表した五〇〇〇石以上の家格の旗本であった。当主は江戸城郭内に屋敷を与えられて幕府に出仕し、諸門番・城番・火消役など多くは番方（軍事）を勤めたが、十代の保之は駿府城代から御側御用取次となって將軍家茂に近侍した。

分家は、江戸の築地に屋敷を構え知行地では松本村に本拠をおいた築地坪内氏と、同じく江戸の貝坂に屋敷があり知行地では無動寺村に拠った貝坂坪内氏の二家であった。築地家は、本家の惣兵衛定長が万治三年（一六六〇）に四代の家督を相続した際に、弟の勘解由定賢に五〇〇石を分知して成立したものである。定賢ははじめ生母方で廃絶した菅沼氏を名乗ったが、二代目の定治から坪内姓に復した。知行地は上中屋・山脇・松本・下切（のち小網島に換わる）の四か村であった。ここにはかつて上総で坪内氏に仕えたという刈谷氏がおり、坪内氏の知行所を管理する地役人などを勤めることが多かった。分家の坪内氏も在地とのつながりがつよい旗本であったことの一例である。

もう一つの分家貝坂の坪内氏は、元禄五年（一六九二）に本家の惣兵衛定重が五代の家督を嗣ぐにあたり、弟の権之助定高に一〇〇〇石を分地して成立した家である。知行地は無動寺・成清・笠田・大佐野・下切の五か村で、この地を管理する地役人として江川村の永田清左衛門がいた。この分家からは四代定央が宝暦十

年(一七六〇)勘定奉行に任じられている。

右の二分家は、それぞれが將軍に軍役を奉仕するという独立した家であった。しかしこれから述べる内分家はそれとは異なる分家であった。内分家は、慶長六年に幕府から下付された知行目録に父子五名が連名であったということから成立した。五名連記の知行目録ということは、將軍から知行地を賜わり軍役を差出すといった將軍との主従関係は五人それぞれにあったということではある。しかし父子五人、すなわち利定とその子の家定・安定・定吉・正定がそれぞれに独立した別個の存在として將軍の家臣とみなされたかという点ではなく、五名が一まとまりとして將軍に仕える、という関係にあったことを表すものであった。

將軍と五名との関係は以上のようなものであったが、五人の内部分ではどのような関係になるのだろうか。利定の嫡子家定の系統が宗家として他の四人を代表したことは領ける。しかし残りの三人もそれぞれに家を興して知行地を所持していた。連名とはいえ知行目録に名を列ねていたのであるから当然のことであった。しかし、その所領高や場所は幕府によって定められたものではなく、五人(実際は四家)の間で決められる性格のものであった。宗家以外の三家が、分家と呼ばれずに内分家とされる所以はここにあった。

その内分家の一つである太郎兵衛安定は、三井・上戸・中野の三か所内に知行所があり、三井に居を構えたところから、三井坪譜には安定との注があり、三男とされるが、前渡や本書の系図では二男となっている。平島の初代の正定は寛政譜では四男であるが、本書の系図などでは三男となっている。

以上のような系図の食い違いや知行高の正確な数字の不詳といったことが、どうして起きたのであろうか。古代や中世の古いことならいざ知らず、近世に入ってからの家祖や所領高である。しかも家にとって最も大切な事柄である筈であるから尚更である。考えられることは二つあって、その一つは、まだ後のように家が意識されなかったからだと思う。当時主従関係は人と人すなわち属人的であって、家が重視されるようになるのは十七世紀中ごろより少し前からとされている。つまり家意識が希薄であったことが、家の自立の証しともいえる系図の作成や知行高についての記録の保存をなおざりにしたのではないかということである。

二つ目は、坪内宗家と内分家とが「戦国時代の寄親・寄子制に近い」関係であったということによる。寄親たる宗家に依存し従属する内分家という関係は在地領主のそれであって、坪内氏は近世初頭にもその性格を引き継いでいた。宗家を軸とする一族のなかに埋没して家としての自立が弱かったことが、系図や知行高に表れていた、ということである。

こうした坪内一族の一体性がこわれていく契機となったものが、皮肉にも五人連記の知行宛行状であった。関ヶ原の戦いなどで一

内氏と呼ばれる。

加兵衛定吉(定安)は、上前渡村内に知行地があり同村に拠つたから前渡坪内氏といわれる。

佐左衛門正定は、平島村と上・下前渡村の一部に所領を持ち平島村に住んだので平島坪内氏と呼ばれる。

ところが、この内分家三家の正確な所領の大きさはわからない。各々が六〇〇石だとされるが、それは全体で七〇〇石といったときの数字で、実際には六五三石余しかなかったのであるから、内分知高も当然六〇〇石に満たなかったはずである。そのうえに、内分であるから知行目録のような公的な書類はないし、宗家と内分家との対立があつてそれぞれの主張が異なっているから、一層正確な内分高が不明なのである。もっともはっきりしないことこそが、内分たる所以であるともいえる。

しかし慶安二年(一六四九)の検地では、総高は六七七石余であつて、そのうち宗家(御納戸)分が五〇五〇石余で、前渡家は六〇二石余、平島家は五八九石余、三井家が一番少なくて五二二石余となつていた。

よくわからないのは内分知高だけではない。内分家の系図そのものも複雑で不明な点がある。一例をあげれば、『寛政重修諸家譜』で次男とされる三井家の祖の安定は、寛政譜でも「今の呈譜五男とす」と注釈があるほどであるが、前渡系図(別掲の系図参照)や本書所収の系図では四男とされている。前渡の祖の定吉は寛政

人でも多くの軍役提供者を求めていたことが、連名の知行目録となつて表れたのであつたが、連名は宗家も内分家ともに直参旗本であることを認めたことであつたから、内分家の宗家からの相対的自立を促す契機となつた。もちろん家の確立という社会条件が背後にあつたし、また次第に主従関係が家格で決められるようになつていく社会的背景の下で内分家の家としての自立化が進んでいったのである。その時期はおそらく、宗家から築地(松本)家と貝坂(無動寺)の二分家が成立した万治三年(一六六〇)から元禄三年(一六九〇)にかけての頃だつたと思われる。

そうした家の自立化は、宗家の一族家に対する支配権の確立に抗して進行していったのであつた。大名家における初期のお家騒動が一族間の覇権争いを軸に展開し、宗家と一族との主従関係が強化されるというかたちで収束していったように、坪内一族間でも宗家の内分家支配が強化されていった。公儀の御触が宗家から内分家に触れ出されるようになったのも、内分家の家督相続や婚姻が宗家の許可を必要とするようになったのも、宗旨手形が宗家に提出されたことも、宗家の宗主権の強化を物語っている。宗家が内分家から旗本軍役の分担金を徴収して、普段は宗家が内分家をも代表して幕府に奉仕したということも、内分家を代表したというよりは、宗家が内分家を従属的に扱つたようになつた証拠であつた。

それに抵抗するかたちで内分家の自立化要求が高まつていった。

それが両者の間で争論となってあらわれた。

享保十七年(二七三二)、前渡の貞行と平島の定基は宗家の定堅を相手取り、幕府に家格の吟味を願ひ出た。直接のきっかけは、宗家が内分家にそれぞれ知行一五〇石ずつの返還を求めたことであつた。宗家の財政が窮乏して幕府の軍役に負担出来ないからという理由であつた。宗家の財政窮乏を内分家に転嫁しようとする試みはこれにとどまらず、たとえば享保七年には前渡村にある「十町野」を召上げて、かつて在地領主時代から「御用相勤め」していた有力農民の永井七兵衛に開発させたり、慶安二年の検地で新たに増加した分(打出し高)の宗家への返還を求めたりした。宗家は財政窮乏の打開を図るために内分家への支配を強めようとしたのである。これを助長したのが幕府の家臣団政策であつて、内分家は宗家の「組付け与力」化されつつあつた。

こうした動きに対抗して、内分家の直參旗本化すなわち宗家と対等の旗本たんとする試みは、維新时期まで執拗に続けられた。その粘り強い直參化運動を持続的に支えたものは、内分家が通常は幕府に出仕することなく知行地に居住していたこと、すなわち幕末まで在地領主としての性格を保持していたことであつたと考えられる。

内分家の在地領主的性格は、知行所農民との関係が深かつたということであつた。たとえば、前渡坪内家七代の定該の弟の祐藏は浪人して地元に住み、農民の娘を妾としていたし、八

代定効は知行地再建のために祐藏の子供三人を用人として用いたが、三人とも(二人は山本家を立て、一人は譜代家来筋の宮川家に養子に入った)農民の娘を妾としていた。また、中小姓ないし給人格であつた宮川八兵衛と長瀬勘六は在所の百姓の筆頭に位置づけられていた。宮川家は「所々戰場御供」した家柄であつたし、長瀬家は庄屋を勤めた家柄であつた。

知行地を与えられた旗本や大名の家臣は数多く存在したが、知行地の支配が次第に形骸化していくのが普通であつて、坪内内分家のように、いつまでも在地と親密な関係を保っていた旗本は少なかったといつてよい。

坪内内分家の絶えざる自立志向は、このように在地にしっかりとした基盤を持つていたことから生み出され、また支えられていたのであつた。

☆

本史料集は宗家と内分家の家譜である。すでに前渡家の系図が知られているし、系図とはやや趣を異にするが、同じく前渡家の「御用部屋記録」が公刊されているが、本書は少林寺所蔵の系図類の復刻である。これらは、坪内宗家の系図と前渡家・平島家・三井家の系図、坪内一族の由緒書、維新以後の平島家の由緒書に大別されるが、系図といつても各人の由緒や働きが(ばらつきは勿論あるが)詳細に記されているので、坪内四家の家譜・家史であるといつてよい。そのなかで大きな特徴は、平島家の系図・由

緒が非常に詳細であるということと、どの家にも明治前半まで記述があるけれども、とくに平島家については明治三十三年にいたるまでの記録があることである。とかく系譜や由緒は幕末期で終わつていて、近世から維新変革期、さらに明治期までを一貫して把握することがむずかしいことが多いのであるが、本書の家譜はそうした弱点をかなり克服できる好史料である。

これらの著者、制作年代はよくわからないが、本書所収の「本國加州富樫流坪内家系譜」によれば、宗家九代定儀の嫡男定静の三男で、平島家に婚養子で入つた高國(十二代)が執筆・編集している可能性が高い。彼が執筆編集したとすれば、とくに平島家についての系図や由緒が詳細をきわめている理由が肯ける。

なお本書の系図では、高國の父である定静と定儀は別人で、定静は病氣のために家督は相続していないとあるが、別掲の家系図では定静と定儀は同一人物であるとされている。本書の史料を利用する際には、他史料との比較検討という史料吟味がとくに重要であることはいふまでもない。

高國は非常に筆まめであつたようであるが、それだけではこのような分厚い一族の家譜をまとめた動機としては不十分である。ざっと目を通してみると、高國の家史編纂にかけた執念にも似た情熱が感じられる。これと関連して思い出されるのが、尾張藩の筆頭家老の成瀬氏が明治二年に長年の夢がかなつて、大山藩として尾張藩から独立したことである。この成瀬氏と同じように高國

も内分家の独立願望が強烈であつて、それが家譜編纂に情熱を傾けるに至つた動機ではないかと思う。

維新変革は、近世では実現できなかった家の自立を達成し得る「御一新」でもあつたということである。このような願望の実現を可能にした維新変革とは一体どのようなものだったのであろうか。

本書所収の一連の史料は、維新変革をあらためて捉え直す必要があることを教えている。

なお、一連の史料を所蔵している少林寺は、那加新加納町にある臨濟宗妙心寺派の古刹で、東陽英朝を開基とする。坪内宗家二代の家定が再興した。境内には宗家の初代利定以来の坪内一族の墓があり、昭和四十三年(一九六八)に各務原市指定の史跡とされた。

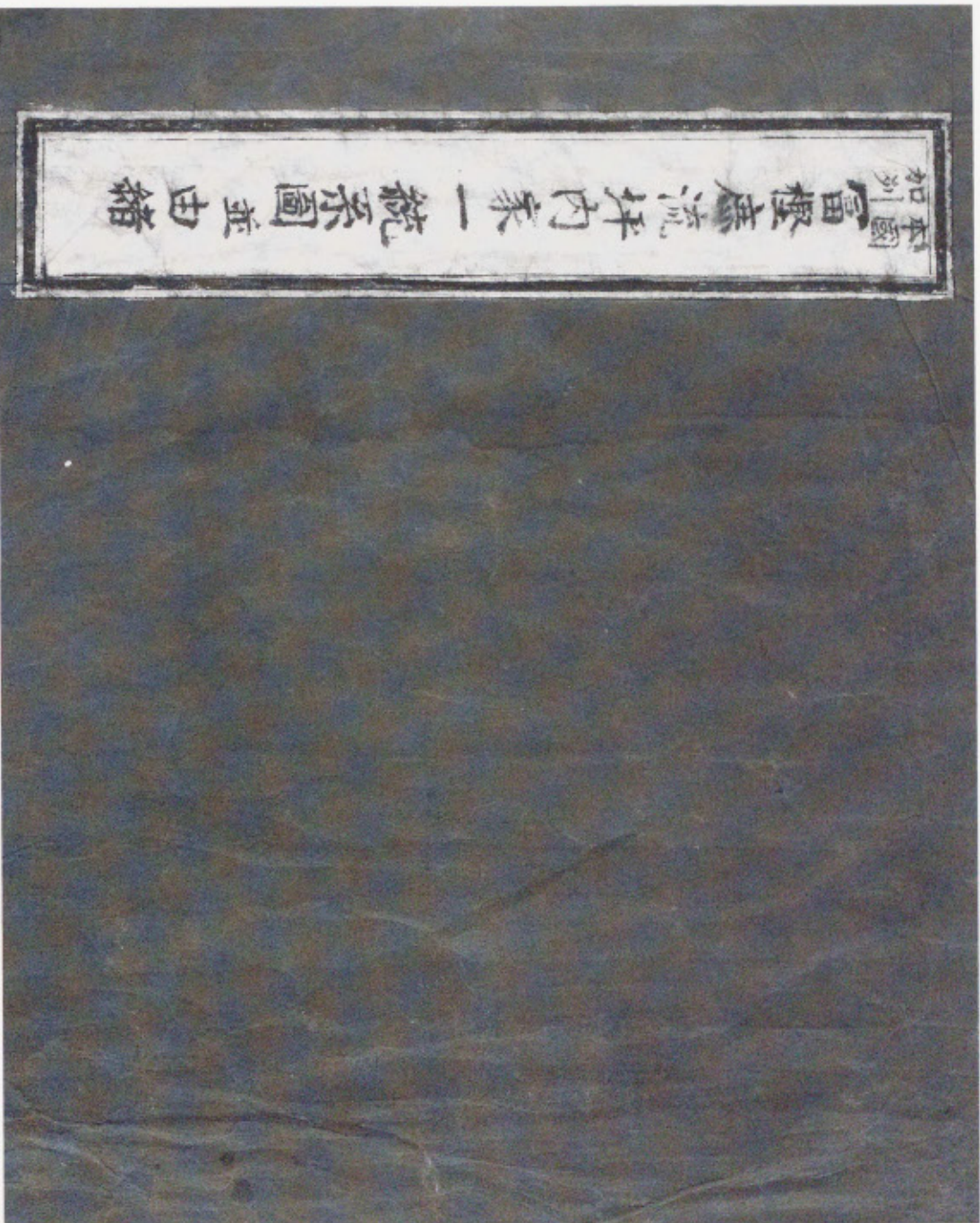


影印史料

(本國富樫庶流坪内家一統系図並由緒)







本國加列富樫流坪内家一統系圖並由緒

本國加列富樫流坪内家系譜

目錄

- 一 家元坪内家往古系圖
- 一 家元坪内往古ヨリ中興六代目坪内惣兵衛藤原足時迄系圖
- 一 家元坪内往古ヨリ中興六代目坪内惣兵衛足時迄系圖當國
- 羽栗郡川嶋松倉村字牛子嶋豐田氏後改水造藤造町持系圖
- 一 家元坪内家藤原左衛門顯受加列ヨリ尾州江赤川以後ノ系圖
- 並片岡半兵衛系圖
- 同去本三郎兵衛系圖
- 一 坪内五郎左衛門考足系圖
- 一 坪内半三郎足次系圖
- 並武列江戶糺町貝坂住居坪内權之助定高系圖
- 並武列豐嶋郡江戶築地菅沼勘解由定賢坪内系圖
- 並内列峰須賀成藩中坪内忠左衛門定清系圖附豐田氏系圖
- 一 河渡村坪内嘉兵衛定安系圖附々リ屋敷之圖
- 並尾列藩坪内兵九衛門定繁系圖附藤村可明坪内要足系圖
- 並家元山本親隆二家系圖
- 一 坪内法左衛門正足系圖
- 並御殿谷坪内清兵衛一定系圖
- 並牛込御留守居町坪内藤左衛門公定系圖
- 一 三井村坪内太即兵衛安定系圖附々リ屋敷之圖
- 並裏屋敷坪内恰系圖
- 一 坪内家富樫藤左衛門檢承親定以表明治御一新符之由諸書
- 一 坪内氏三系諸親平嶋御一新以後之由諸書
- 一 平嶋坪内家實爲以來之年表
- 一 本嶋坪内家天保年中之年表
- 一 平嶋坪内氏過去帳付々リ應仁年中以來之年代單傳

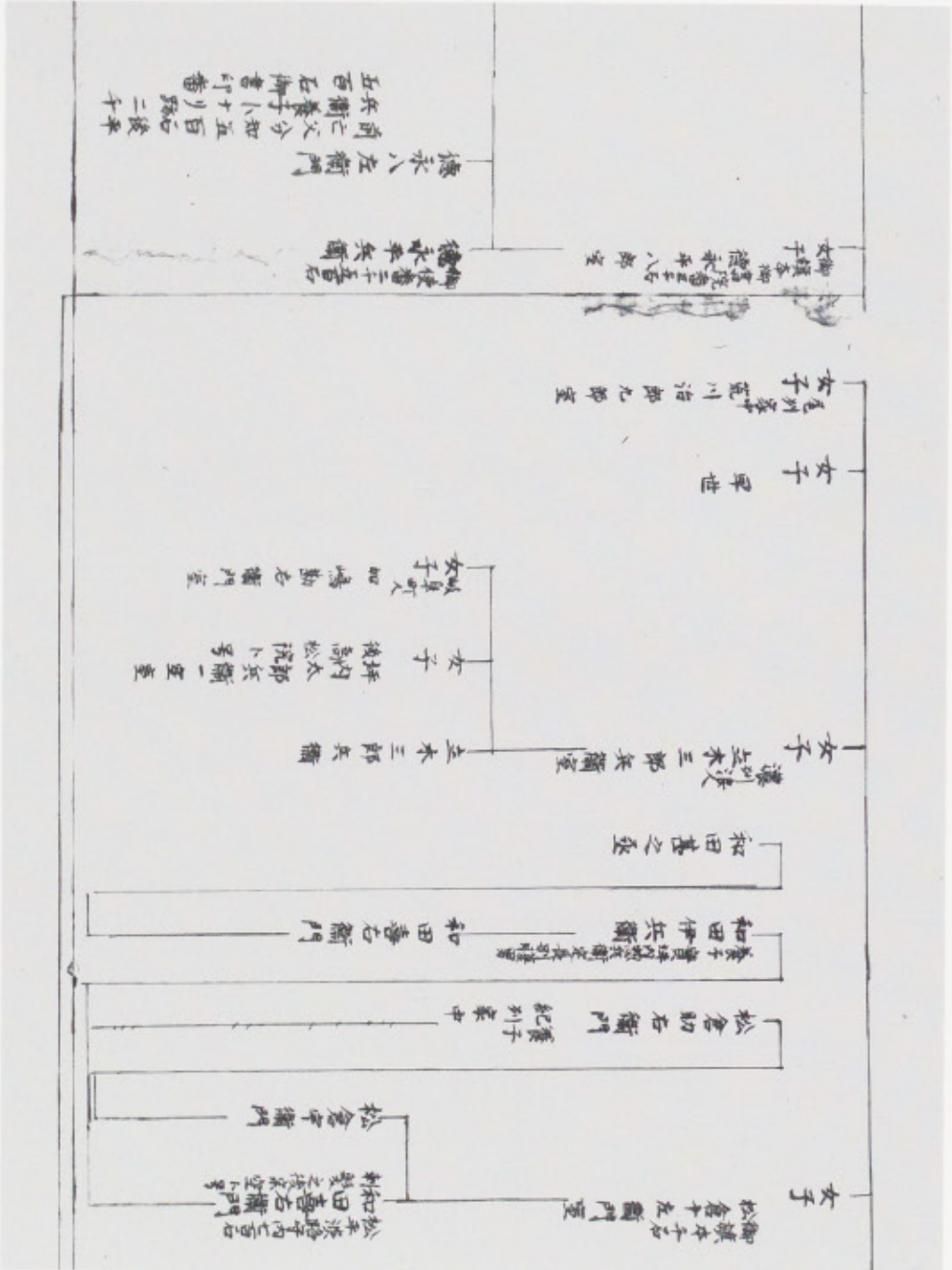
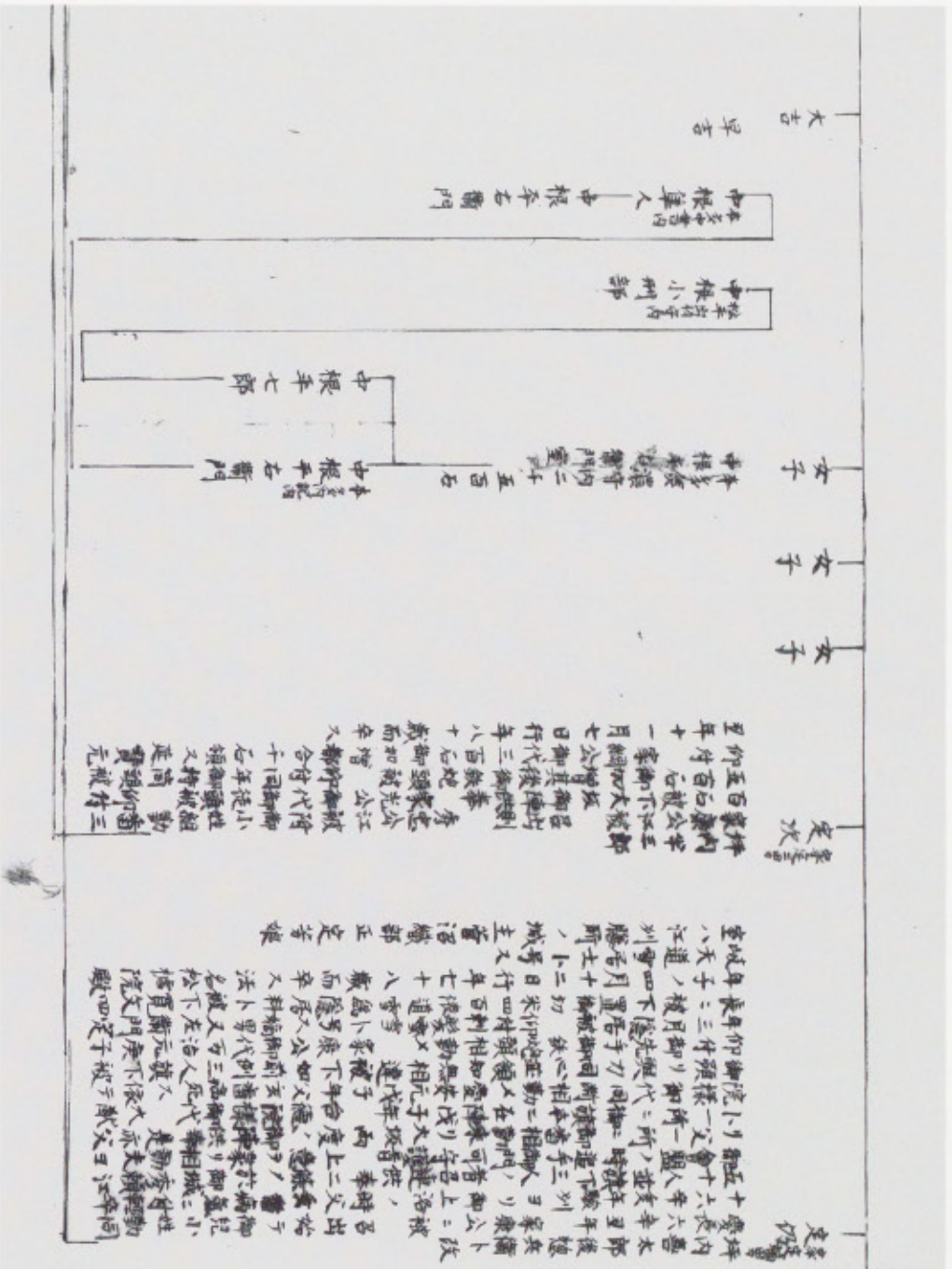
濃列各務郡新加納村字村内少林寺墓所之圖  
 一 系元坪内氏濃列各務郡新加納村字殿町陣屋、地圖  
 一 武列江郡家元坪内山城寺藤原定成江戸屋敷並家作之圖  
 一 濃列羽栗郡平嶋村坪内佐九衛門屋敷並近邊之圖  
 並往古善請家作之圖  
 並天保年中與高茶間臺所善請之圖  
 並明治十五年年平嶋村大字本郷小字農屋敷二番地坪内  
 繁次郎三彌別宅之圖  
 並明治八乙亥年坪内高國隱居家之圖  
 並文化十三丙子年坪内佐九衛門定興院居家之圖  
 並明治十九丙戌年坪内定年家見那藏前村字宮西轉住之圖  
 並濃列羽栗郡平嶋村本郷字赤地坪内氏代々之持墓所之圖  
 附々ノ先祖坪内佐左衛門藤原正定墓印割大松之圖  
 並飯沼 equal 長資墓所之圖

濃列坪内氏系圖並由緒  
 濃列羽栗郡平島村大字本郷小字西崎住居  
 十二代 藤士 栗齋坪内藤原高國傳集  
 「坪内」之系圖  
 番樞別野坪内系圖  
 藤原氏家枝上櫻幕枝上櫻内左錄  
 河内國平岡大明神春日第三命天兒屋樞命二十一世後胤  
 大職冠鎌足一名鎌子小徳冠二養子大連三一男天知天皇八年十  
 月大職冠四任日任内大臣五行年六十五歲六仙娥七  
 冠大伴比子伯ノ乙女知仙娥  
 不比等  
 從二位右大在興福寺、本願養老四年三月朔日臥病  
 二仍于婚度者九十九人、辭故天下同日令都下十八寺  
 ノ一日一夜三續講、經ノ亦同日三卷、大勝大坊  
 大在國子女  
 大在正一位男文忠公、小進于亦為大深浦公、母八車  
 武知麻呂 氏、長者左大臣、正一位、天平九年七月廿七日薨入  
 五十八歲、南家祖也、母、大紫冠藤原、羅香古ノ女  
 考前 贈正二位左大臣大將贈天平九年四月十八日薨入五十七歲  
 從三位中衛大將贈天平九年四月十八日薨入五十七歲  
 字合 正三位兼兼太宰帥 麻呂 從五位下 鳥飼 五位下  
 大納言式部 五攝家、祖也、清河 國而卒  
 於入香櫃  
 麻呂 正一位 直宿 大納言式部 祖也、清河 國而卒  
 魚名 正二位左大臣權解官大宰帥延暦二年  
 七月廿五日薨入六十三歲、贈正二位  
 外ニ男子三人略ノ  
 警取 從四位上中務大輔延暦元年  
 薨入母八藤原宇合卿之女



















喜太郎判定始於働申趣有增書付申候

信長公義元合戰之時桶分之三(勳賞)十(勳賞)權

信長公東義濃ヲリ御手遣之時判定居城松倉依爲其濃堺岐阜江爲

御働松倉城江御移判定案内可仕言被仰付其旨、秀吉判定以

謀美濃之内書簡之近邊ニ山ニ取出ヲ始、信長公ヲ移申貴

間之城主大澤次郎左衛門御味方可仕由爲上使、秀吉公ヲ被

遣大澤不致深引刺、秀吉公ヲ人質ニ取、信長公權々御理

依爲至極大澤處、信長公判定謀受、川十三御手ニ入申其後

美濃國御墨治被成候如此成、御忠節初仕故、信長公御父子

後子御惑ニ被思召候

信長公江列集作リ御貴之時兼松又四郎與判定貳人一番ニ堀ノ乘

入一番衆ノ御帳ニ付申候

信長公越前守高山御貴之時判定働首一討捕

信長公江列小谷之城ノ御取掛之節眞先ニ進ニ働城中ノ敵並込大

刀此一ノ所爲首一討捕

信長公江州横山御貴之時判定自身鉄炮ヲ打働申、信長公御惑

ニ被思召候

信長公大坂合戰之時於捨棧岸鉄炮ヲ相多ニ仕處ニ傍ヨリ亦

鉄鉄炮ニヲ判定ヲ打申ニ當リ浮張ニヲ留ル其後被敵掛來候

ヲ太刀打ニテ首討捕

信長公、秀吉公ニ仰テ櫓列高倉之城ヲ直圍シムルノ時玄蕃頭判

定伊賀甲賀者同心鉄炮百人呼須賀又十部明組伊賀者百人根

來十八人自分之鉄炮七十枚部會貳百八十挺召遣、秀吉公相隨

向高倉ノ城ニ鉄炮打働處ニ中村孫次馬驗計立置候故、秀

吉公孫平次働候卜月給ニ書座ノ爲實美梨付大小并同心鉄炮

ノ者迄ニ銀子賜リ候望日玄蕃頭判定働之由、秀吉公判定ノ

給ニ祖父勝定ノ仙十世一柳市介而使、以昨日ノ働只今開屆

申候同心ノ身死入高注、可爲持奉吉高度使雖有之判定不應

候然處ニ、信長公ヨリ早引可取旨存上意、秀吉公ヨリ判定

ニ卜、可仕旨判定金足前野但馬守爲使被仰慮之聞其時

秀吉公ノ參領請申則伊賀忍之者五人安樂ノ毛利陣中ノ忍々

入、七小室ヲ燒立其間、秀吉公被引取候判定神妙ニ仕候

由被慮候則同心百人并鉄炮者郡會貳百八十人玄蕃頭判定ニ

被仰付候然仕、秀吉公ニ不相隨、信長公ニ加爵々奉公仕候

信長公申列御出陣之時、信忠公ニ相隨ニ高麗城書時鉄炮之者共

ニ敵數多爲討本城ノ貴人自身鉄炮ヲ以テ敵二人打倒一人ハ

關加平次ノ申者依望請首ヲ取セ一人ハ討捨其後木コフニテ

首一討捕其時、信忠公賜感謝其寫云

今度信列於高遠父子共ニ首一宛被討捕候事感入候其外鉄炮之

柄ノ段各覺自候由申事候、弥々忠節所要候手負其之事馬銀子申付

候間本國迄急度可被遣者也仍狀如件

大正十三年五月五日信忠

坪内豊太郎殿

坪内源太郎殿

右高遠落城以後諏訪ニ御在陣、ナ山殿ヨリ上リ候墨芦毛ノ

馬并典殿ノ様益從、信長公拜領仕候

秀吉公尾列友ノ發向ノ時、秀吉公與玄蕃頭判定ノ始終不怙之相

忠發武藏守手ニ罷有一町ニ出鉄炮ヲ打働處ニ、秀吉公見給

ニ如何ナル者ノ無比類働候卜武藏守ニ問給、時名子ヲ皆別

ノ名ヲ被申其時又、秀吉公鉄鈚ヲ給、武藏守討死故手執破

走、時一處ニ退申候故急ニ遺擧候ニヨリ判定來返、白檀具

足雞毛ノ捧持物ノ武者眞先ニ進ニ來ルハ、馬上ヨリ鉄炮ニテ

打倒其間ニ軍勢引退候右之外ニ、信長公ニ奉公、忠節有



南条大形知し申候高倉ニ于利定討捕候八親ニ于候哉之カト  
知不申候故爲置是ニ駿之右十六歳、時御申候其日、大將ノ  
申聞侍候

秀吉公ヨリ興列檢地、時玄番頭家足伯父但馬守一所ニ奉加暴逆  
江寺人數員州大寺ニ于無作法仕通候跡(家定參カ、此處ニ  
一起共四五百人玄番頭家定ヲ取籠下々追拂刻へ荷物ヲ取  
散處ニ一起ノ大將與存ヲ家定自身人質ニ取右ノ荷物不致取  
返シ置候、一起七人張舟ニ下ケ申候松ノ嶋小坂高麗下トニ  
テ御申ヨリ大坂御下存候

右ノ外加様、御共數多御座候トモ有増書上候  
實永拾八陣年八月中旬

列子 本國尾列生國同断

淺井太郎兵衛直元室

家定 源太郎生國尾列後

惣兵衛亦号玄番自如心

信長公へ奉公仕候度々御申候儀、父喜太郎利定一町ニ書付申候  
権現様關東へ御入國以後被 召出武列ニテ御知行拜領仕御奉公  
申上候喜太郎本知濃列松倉拜領仕候節別而濃列ニテ御知行

拜領仕候

慶安元戌年十月廿四日死去法名宗義大居士

孫子 本國尾列生國同断

前野三太夫室

定仍 喜太郎生國尾列後

弓惣兵衛

大猷隨様玄番跡御役被 仰存

與力十騎同心五十人

寛文四甲年四月十二日死去七十歳法名岐天蓮雪居士

女子 本國毛列生國同断

如藤織藏助室

女子 本國尾列生國同断 早世

女子 本國尾列生國同断

中根平右衛門室

同子 大吉 早世

女子 本國尾列生國同断

松倉十左衛門室

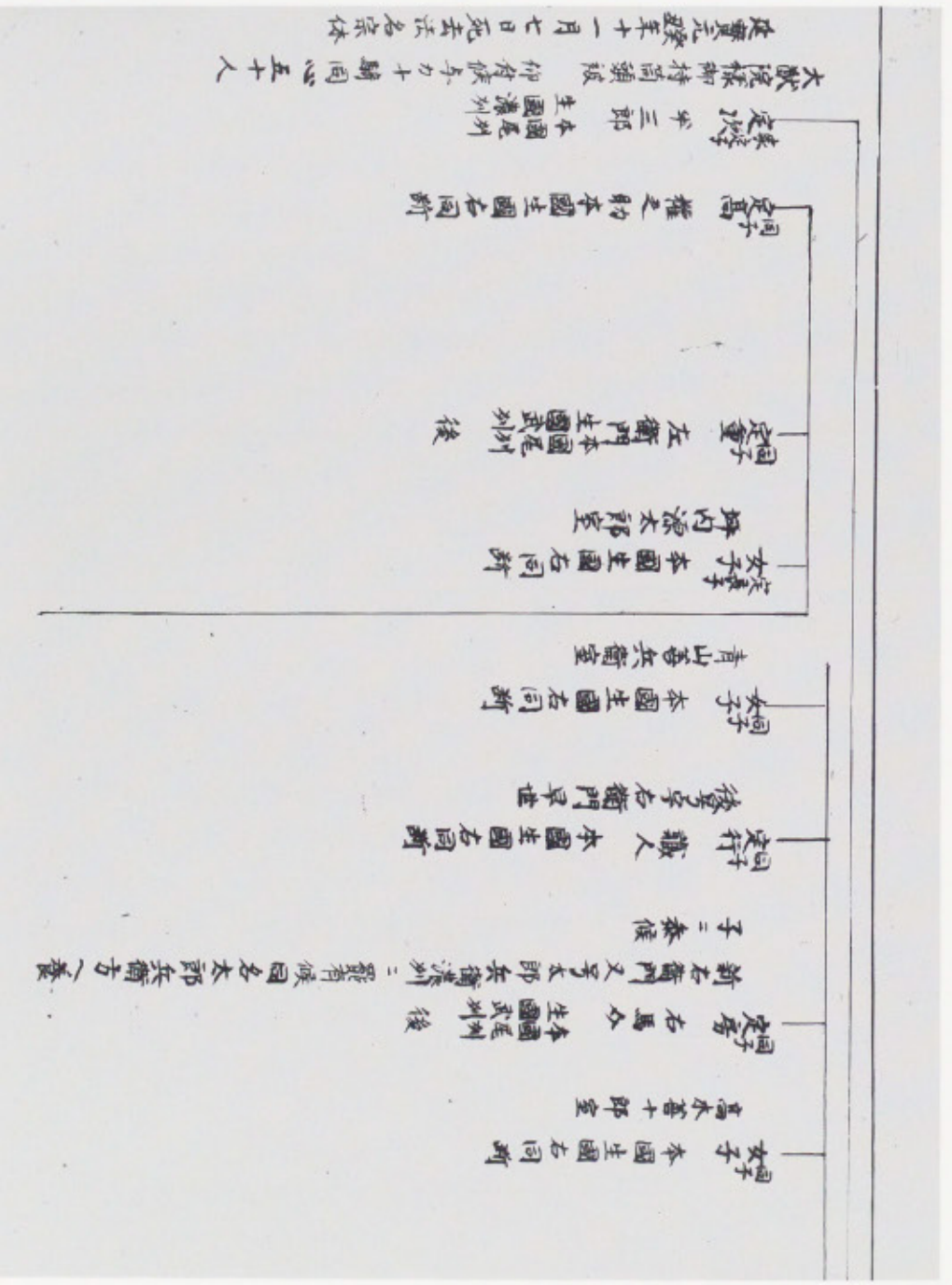
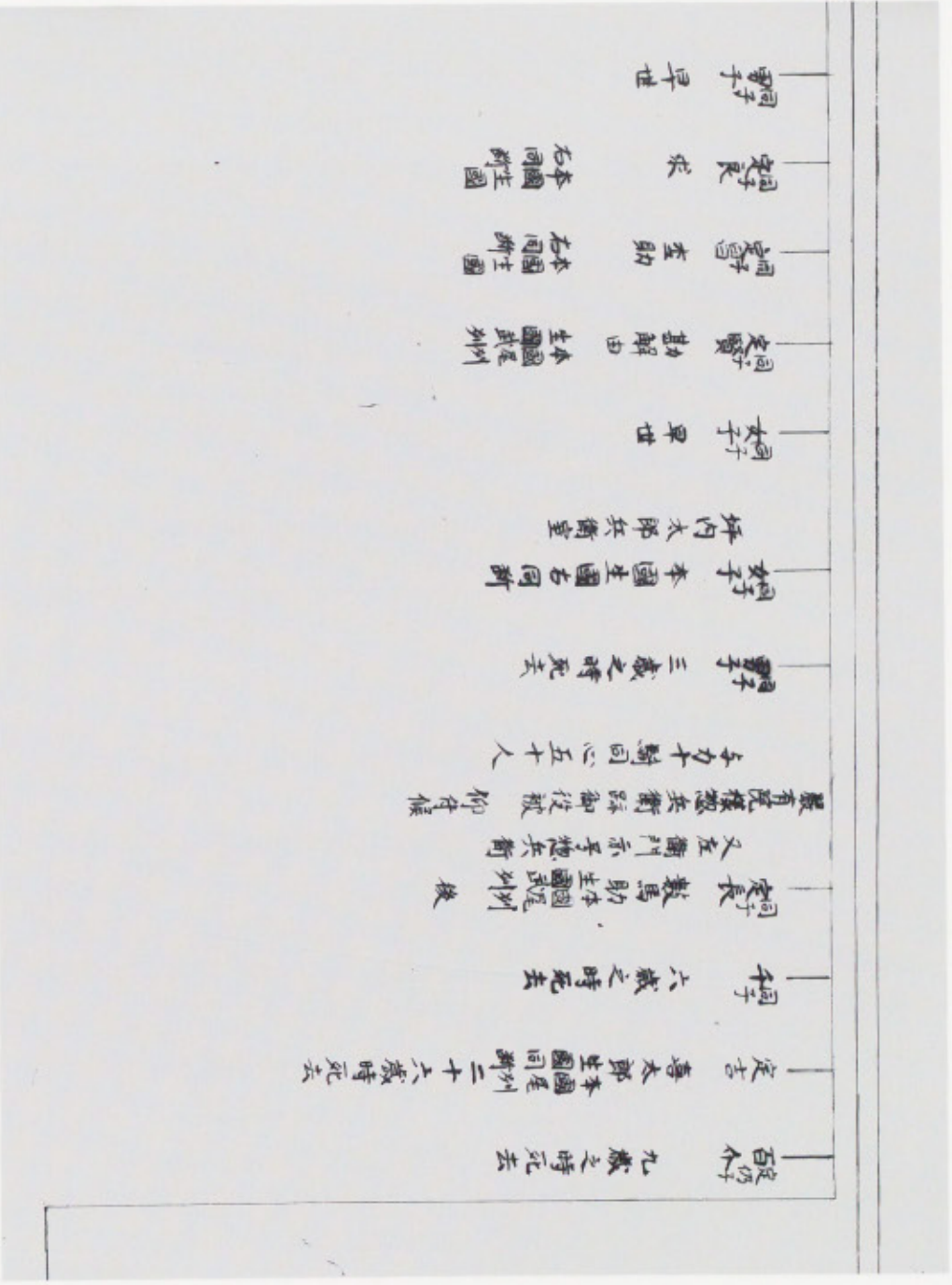
女子 本國生國右同断

立木三郎兵衛室

女子 早世

女子 本國生國右同断

荒川次郎九郎室

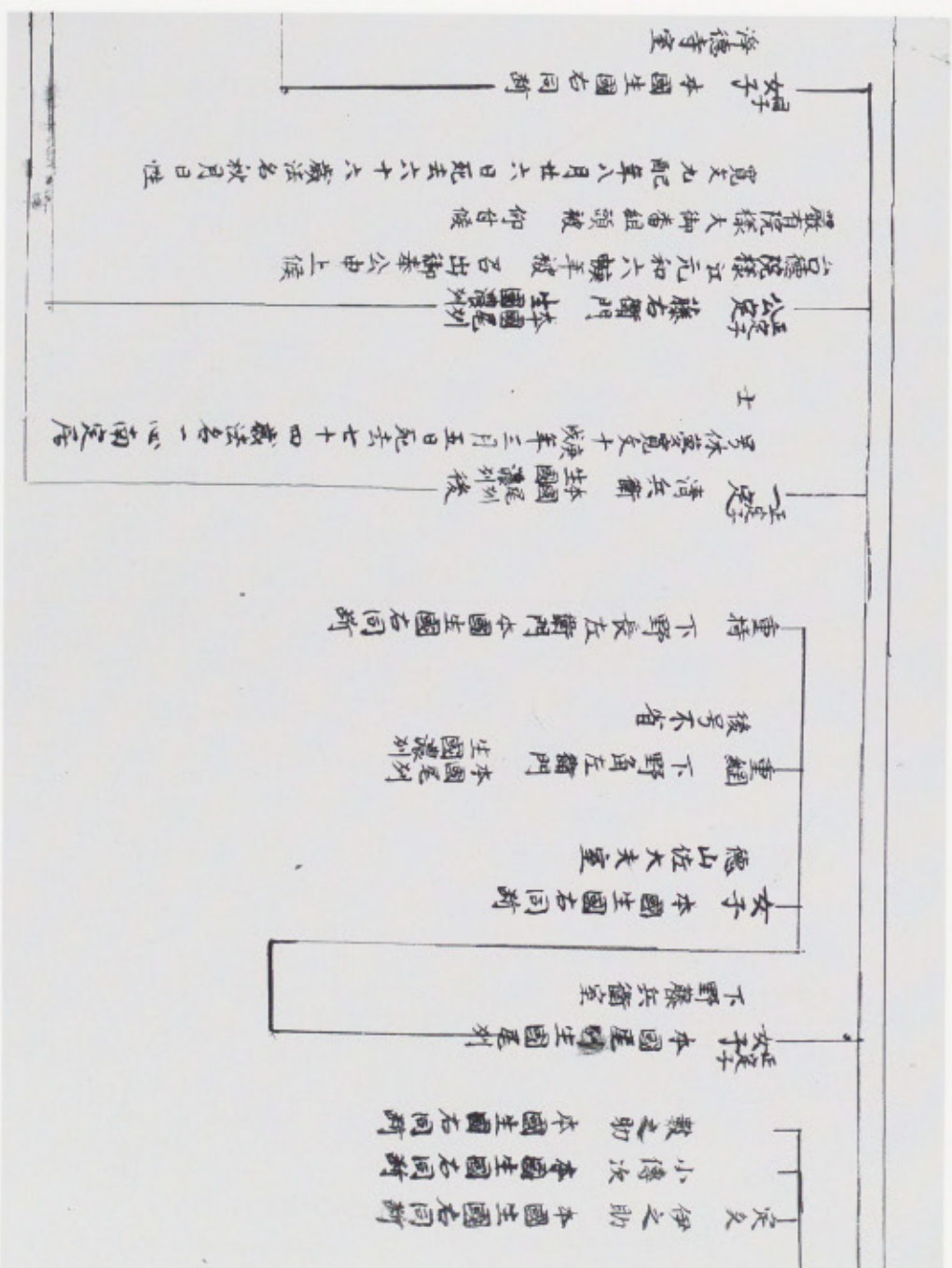
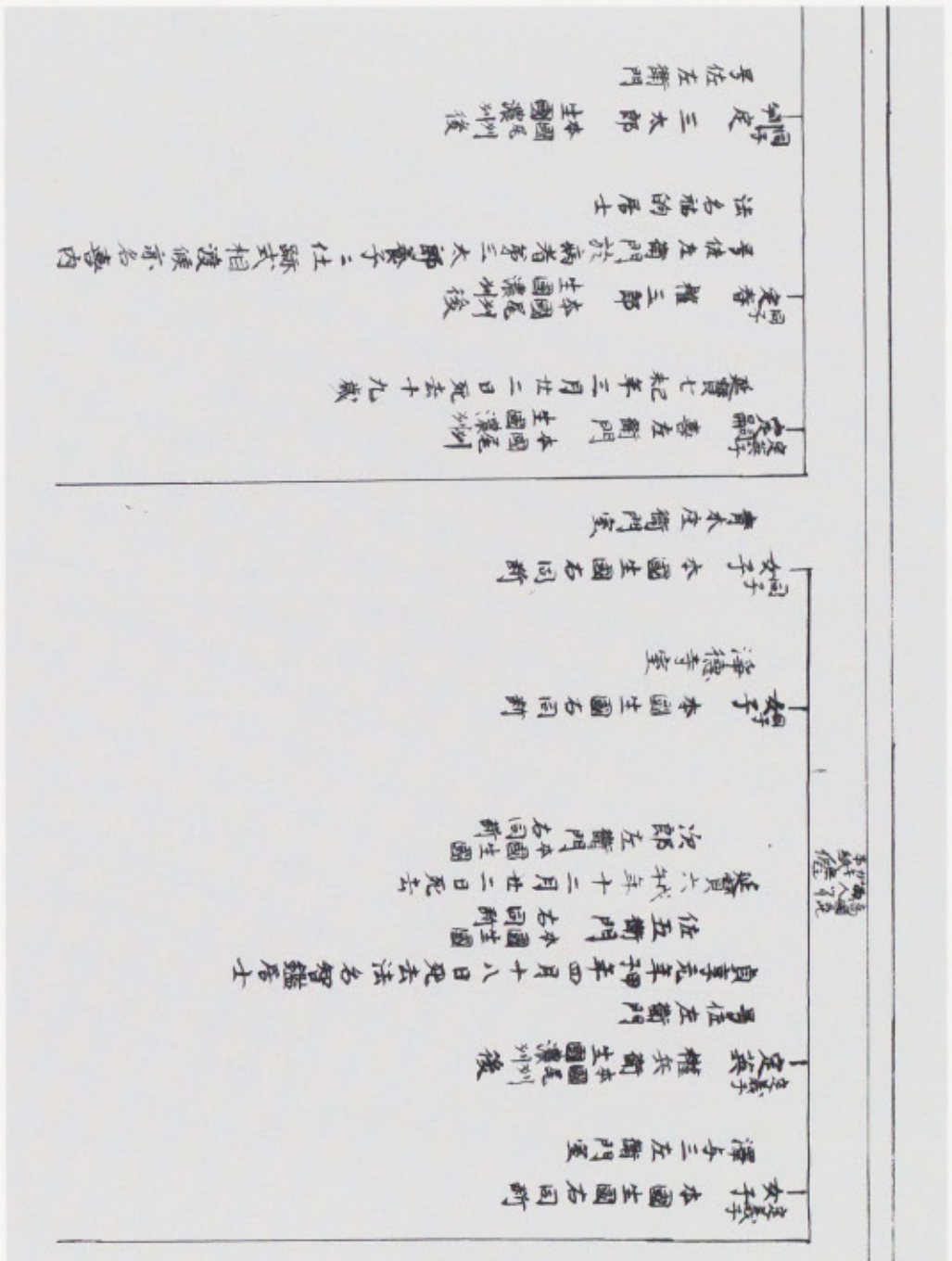




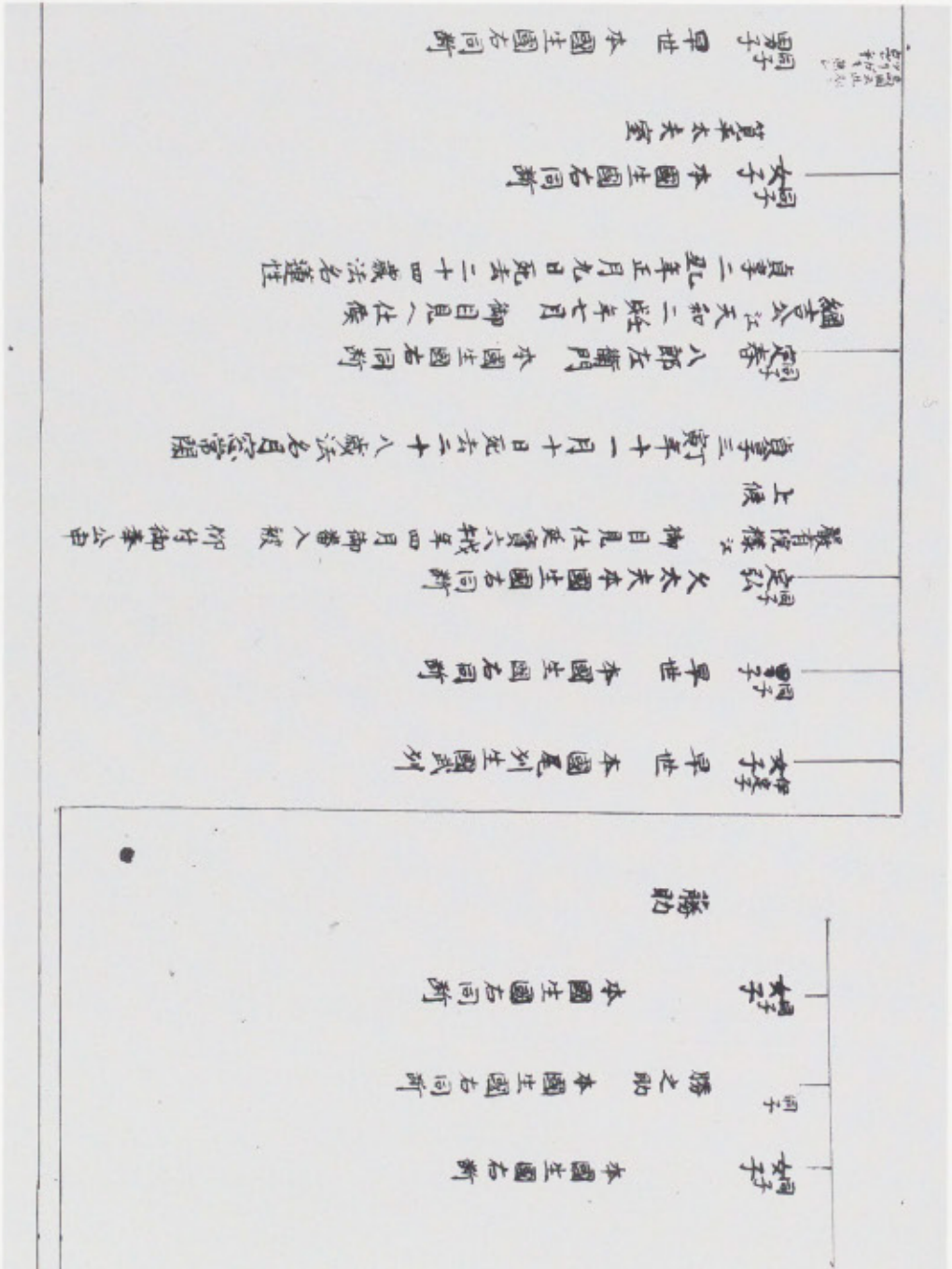
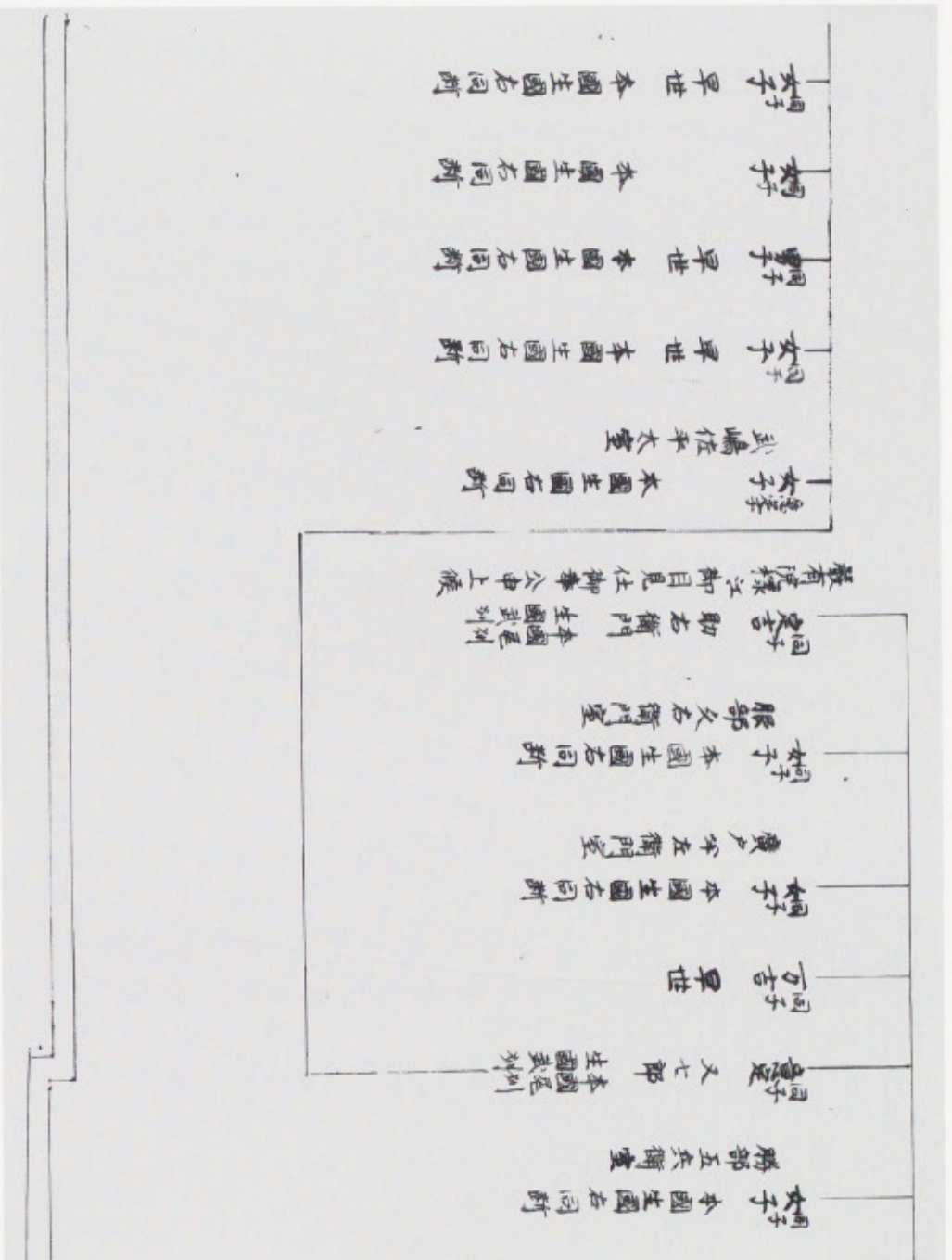
|                      |   |                                |  |   |                                  |
|----------------------|---|--------------------------------|--|---|----------------------------------|
| <p>定安子 加兵衛 本國尾州後</p> | <p>号丞助 高麗降、時伯父前野但馬守一町二渡朝鮮、負首一討捕申候</p> <p>權現様関東御入國以後寛文三年、六月十七年以前、同身被召出</p> <p>武列ニテ御知行并領仕御奉公申上候利定本地濃洲松倉并領仕候節別而濃洲ニテ御知行六百石并領仕候於今ニ無役ニテ濃洲罷有候</p> <p>關ヶ原御陣、時并伊兵部少輔組罷有首一討捕申候</p> <p>大坂御陣之時</p> <p>權現様御旗本ニ罷有候寛文三年、六月十七年以前、正保四年四月十日死去八十三歳法名源空</p> | <p>女子 本國生國右同所</p> <p>三枝涼藏室</p> | <p>俊定子 源三郎 本國尾州後</p> <p>号加兵衛</p> <p>寛永十七禊年、八月十六日死去五十一歳法名俊鐵居士</p> | <p>定勝 源三郎 本國尾州後</p> <p>号加兵衛</p> <p>寛文三年五月十日死去四十三歳法名常貞居士</p> | <p>定學子 源三郎 本國尾州後</p> <p>号加兵衛</p> |
|----------------------|---|--------------------------------|--|---|----------------------------------|

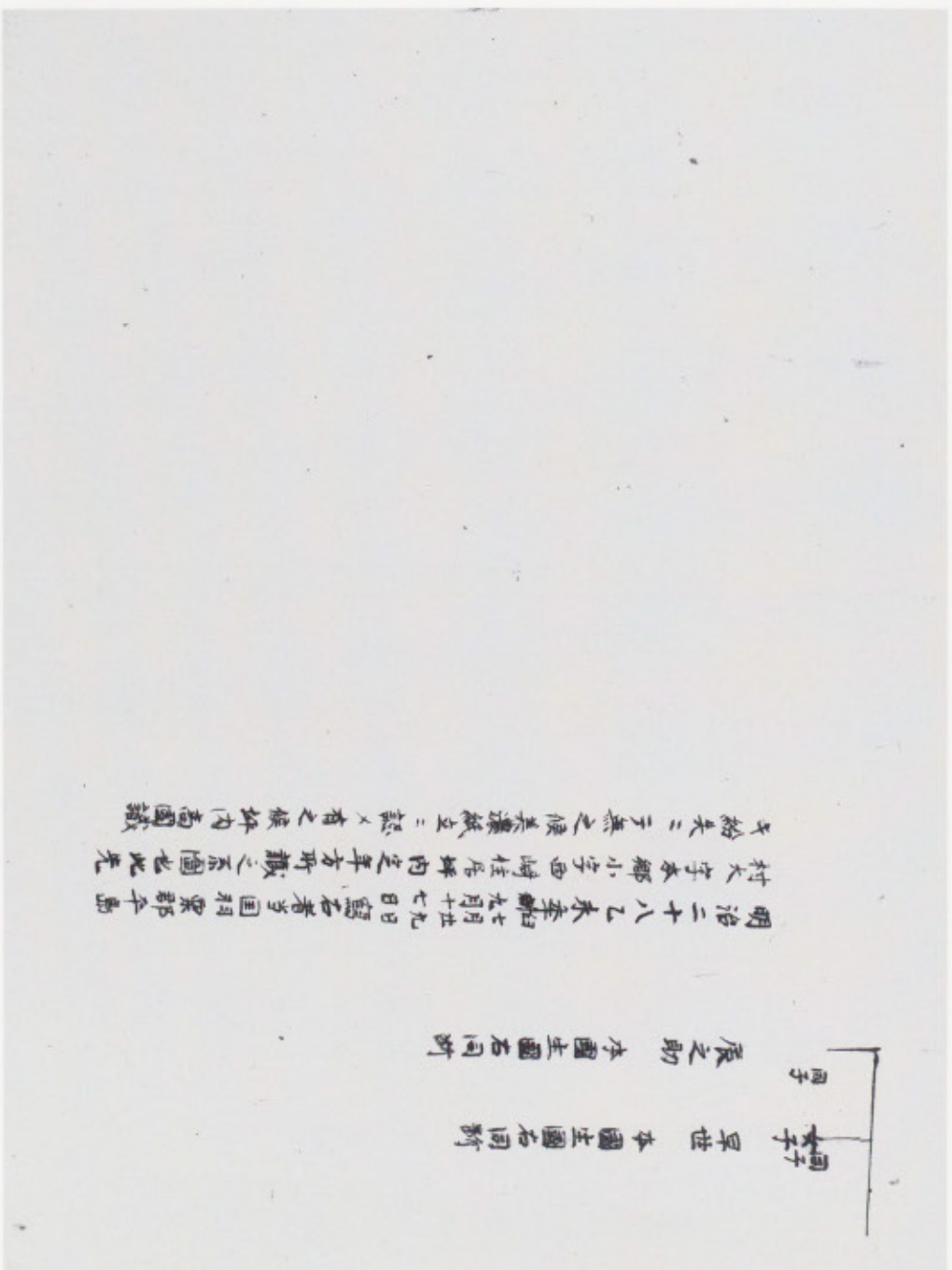
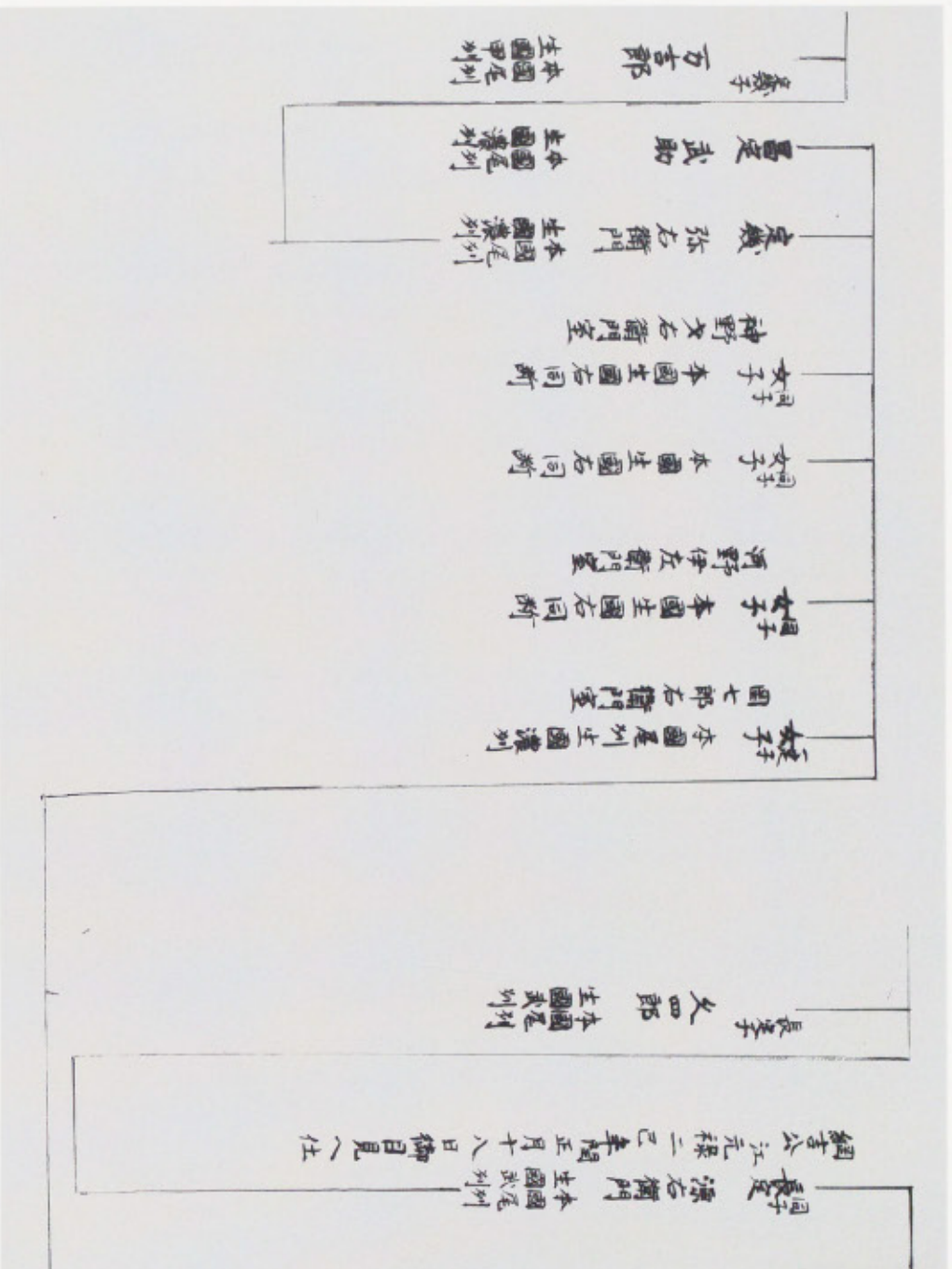
|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| <p>定頼子 多田彦右衛門 本國尾州</p> <p>多田町右衛門方へ養子ニ奉候</p> <p>延寶二即年十二月十日死去三十二歳法名宗嗣日惠</p> | <p>定矩子 奎左衛門 本國尾州後</p> <p>号加兵衛</p> <p>關ヶ原御陣之時伯父前野但馬守一町二渡朝鮮ニテ所子負首ニ討捕申候</p> <p>權現様関東御入國以後寛文三年、六月十七年以前、同身被召出武列ニテ御知行并領仕御奉公申上候利定本地濃洲松倉并領仕候節別而濃洲ニテ御知行六百石并領仕候於今ニ無役ニテ濃洲罷有候</p> <p>關ヶ原御陣之時并伊兵部少輔組ニ罷有手負首一討捕申候</p> <p>大坂御陣之時</p> <p>權現様御旗本ニ罷有候寛文三年、六月十七年以前、寛永十四即年五月十五日死去六十五歳法名子空居士</p> | <p>正定子 佐左衛門 本國尾州後</p> <p>号善左衛門高麗降之時伯父前野但馬守一町二渡朝鮮ニテ所子負首ニ討捕申候</p> <p>權現様関東御入國以後寛文三年、六月十七年以前、同身被召出武列ニテ御知行并領仕御奉公申上候利定本地濃洲松倉并領仕候節別而濃洲ニテ御知行六百石并領仕候於今ニ無役ニテ濃洲罷有候</p> <p>關ヶ原御陣之時并伊兵部少輔組ニ罷有手負首一討捕申候</p> <p>大坂御陣之時</p> <p>權現様御旗本ニ罷有候寛文三年、六月十七年以前、寛永十四即年五月十五日死去六十五歳法名子空居士</p> | <p>定義子 權兵衛 本國尾州後</p> <p>号佐左衛門</p> <p>万治二即年正月八日死去法名堅生居士</p> |
|---|--|---|--|

























判定 号佐左衛門経定安家

定仍 写状兵衛親跡校直三被仰付  
寛大四年四月十二日病死 法名时天通雪

定長 号忠兵衛親跡校直三被仰付

定重 号忠兵衛  
元禄年中定水消被仰付

五番頭家定安年中領書上八属

一 号坪内森兵衛同佐左衛門太郎兵衛此三人川窪與左衛門水野與高守向組二而大柳曾仕候處

權現様於御番所右三人之者共事親五番頭一所三可被 召仕

旨太郎兵衛三被 仰付從其節御番不仕候其以後關々原御陣

之時御銃炮同心五十人古玄蕃三被 仰付拙者並旁三人召建

井伊兵部少輔殿手江被建候事

一間々原御陣之以後本加六千五百三拾三石古玄蕃三被下拙

者並穿共三人高五百七拾石餘宛割遣候

權現様閑求伏見每年御上下之時古玄蕃頭候三人之者召建每

處在所々路次迄罷出 御目見仕候其節拙者儀者同心召建

伏見御門等仕罷在候同名惣兵衛儀者御小姓仕 御上下之致

供奉候事

一古玄蕃相景候以後右之御知行並同心無相違從

權現様拙者三被 仰付彼等共迄如古玄蕃代之拙者一所三被

差置御奉公仕候

權現様御他界以後

白徳院様御代

當御代迄不相替 御上洛日光

御出之節旁三人召建致供奉每度 御目見仕候水口御番被

仰付候時穿三人之者共儀

公方様御直三被 仰付候而召建御番仕候事

右如兵衛佐左衛門太郎兵衛病死仕只今拙者甥共三而御坐候

拙者年老詔不行赤罷候 御上洛等之御供可仕算三而無御坐

口惜奉存候同心御番之儀昔惣兵衛名代仕候甥共三人之儀在

可三差置徒御奉公不申上候事其加恐奉存候間御當也三而何

様之御奉公三兩茂被 仰付被下候様奉被候以上

慶安元年子六月十九日

坪内玄蕃頭

石之通以書付奉被候處同心御番之儀昔前々之通同名惣兵衛

三被 仰付候甥共事

權現様被 仰付遣儀候間先其通可替置候迄而御出而改可有

御坐由被 仰出候

右此案調坪内森兵衛致所持候恩

坪内藤「即大寺玄蕃」系也





二惣兵衛傳來又其歸左記之

判定父子へ城下候御恩狀ノ趣

令度信州於高遠父子共首一宛被討捕候事感入候其外鼓炮ノ手柄、段各覺自候、由申事候孫志節所蒙候手負共、軍馬銀子申付候間本國ノ于急度可被達者也仍狀如件

天正十三年 信忠

坪内喜太郎殿 判定事

坪内清太郎殿 家定事

右高遠藩城後諏訪ニ御在陣穴山殿ヨリ上リ候黒芦毛馬並與敵ノ様客從 信長公ヨリ城下之右御陣ノ時

信忠公御自身奉書故加サキ九尺ニワカセ源太郎ニ城下之則持物ニシテ御供又 信忠公願士ニ御馬ヲ被立家定ハ遊子ニ御首ヲ捕押前へ持參山口小辨討捕々ル旨御前ニ有リ 信忠

公柳柳ハ小辨ハ旗本近キ物ナリ源太郎働ハ遠キ故旨持參遊々

レトモ一番首ナリト被定一城ニ御證文被下之是ハ十八歳ノ時也從 信長公爲御褒賞地既ノ苗家定ニ城下之

一織田常直家老澁川三郎兵衛被改羽柴下總守勢川松ノ嶋藏

城旁古方ヨリ賣、由家定依鳥釋者見廻罷越ニ、是、矢倉ヲ

請取鉄炮ニテ散敷多カ倒持里候其後下総守内園本身右衛門

二城ノ間セウニテ散射シラテセ加テ出散一人切代田上權左

衛門ト右者ニ首ヲ取セ引揚元、矢倉へ上リ鉄炮ニテ打ト云

トモ散多勢急ニ着寄其上金ホリヲ以城下ホリ崩シ既ニ及落

城ニ時下総守家定ヲ時ヲ禁ハ討死スヘシ跡ニテ馬數可然頼

多由被申雖及掉退達而欲頼候故無是非請取持口ニ押立ケシ

ハ散此馬數ヲ見テ弥多警賣寄ルヲ家定鐵ヲ取防戰野へ開弥

右衛門ト云者權合ニ來テ散ノ頭ヲ突ニ鐵シホクヒヨリ折ル

家定鉄炮ヲ取テ續ク散ヲウケトスルニ散鉄炮ニ取付其鉄

地ヲ引合野へ開弥右衛門來リ折々ニ鐵ノ柄ニラスキキ立於

ニ敵ヲ進捕レ城下ノ岸口ニ古村水ヲ引懸テ在營ニテ固ク堅

タリ然所ニ扱ニ成テ散引揚ル右、後下総守馬勢浪回ノ軍

出在之ヲ散取圍、由長嶋ニテ家定聞之而馳普軍卷々ル散

ノ中ヲ乘破リ城中へ入如何成故散引取ニハ働無之

一秀吉公奥州檢地ノ時家定伯父但馬守ニ屬テ罷下ル其時公

加藤蓮江守人教奥州ノ大寺ニテ無作法ノ々ニ通リ候所へ家

定行懸リケルニ一檢四五百人取圍ニ下々ヲ進散シ荷物兼取

質ニ取荷物志ヲ取カヘス其後一檢、頭七人檢ニ捕リ候前方

松ヶ嶋小牧高麗度々雖有戰功此時ノ不遇働依之書記

一權現様長久寺御合戰ノ時常真ハ上意小牧ノ近所小折ノ

取出ニ生野ハ志衛門同崎子吉三郎被指置候本曾川筋ハ坪内

在竹造邊ニテ可爲案内候家ハ右衛門ハ玄蕃様者、由小折へ

加勢ニ被達可然ノ旨御持圖被遊候其節於小牧御陣取野平

右衛門御取成ニテ 御目見仕候則小折へ罷遊物見ニ出テ故

ト出合高麗ニ首ニテ討捕之

一高麗陣ノ時 秀吉公ニ隠レ伯父前野但馬守備ヲ惜リ其源

太郎近番兵衛佐左衛門本即兵衛五人渡朝鮮因日本山ノ城賣

ノ時本丸へ乘込レヤクハソノ首討捕之其後レヤクハソノ首

三ツ四ツ宛討捕

一秀吉公尾列表出陣ノ時ハ爲森武藏守罷散鉄炮ヲ以散テ敵

度方散シ相働候ヲ 秀吉公見給テ何者ノハ武列ニ問給時名

字替ヲ被申上時賜赤飯武藏守取次之判定ニ給之

一長久寺ニテ武藏守討死ノ時手勢恣散乱ス散急ニ進懸ル利

定込合真先ニ進來ル鳥毛標指物シタレ敵ヲ鉄炮ニテ打落ス

依之敵破易スル間ニ時方備ヲ立引送候

右玄蕃頭父子奉前々ヨリ

大權現様御存知ノ者故天正十八年關東御入回ノ時被 召出  
子供五人モ同時ニ被 召出關ノ原御陣以後漂別ノ本領松倉  
年領之子供五人ニモ松倉近町ニ千六百石宛被下至于今件領  
之五部左衛門ハ  
台徳院様ノ御奉公仕始終江戸ニ相勤下給同ニ予領如被下

一上杉景勝為御征伐御下向ノ時玄蕃父子六人御供仕  
一關ノ原御陣ノ時玄蕃親判定ニ御銃炮同心五十人御預ケ父  
子五人御供仕於濃洲春堤井陣兵部少輔借ニ可加ノ旨被 仰  
付被下ニ屬子父子五人共ニ首一ツ宛討捕之  
一大塚御陣ノ時ハ父子五人御供仕御預ケ銃炮同心五十人召  
遣御滅本ノ先相勤候五部左衛門ハ  
台徳院様御供仕河部備中守年一被 仰甘柵ノ中ニ千首一ノ  
封捕儀也

明治二十四辛卯年即五月十八日濃洲羽栗郡野中村百世  
松原忠右三内所藏ノ借用寫厚見部武年上竹町新二共ノ  
又同五部八明世ハ明厚見部武年今泉村下竹町ニ於而寫

享保八賀卯歲六月七日

加賀宮櫻之麻流

江楓子藤原高足親書

當家溫故實錄並加新拾遺

永正八乙未 當家溫故實錄

清康若生 天子家坪内之祖藤左衛

三河德島縣 傳馬老傳子 公孫文

富樫氏藤姓之始祖大織  
冠織足公之孫乎大政大  
巨勢前公之五男左大臣  
魚名公以末家系相傳世  
所ハ知之也後土御門院  
御宇從應仁之始天下大  
廣忠若生 亂而警不立其頃親定選

尾列同國犬山城主仕織  
田白巖居各年次即傳康  
長之御傳其後白巖回尾  
列野武之城代坪内又五  
部可為同名由因茲改富  
樫兵松坪内以洲濃為故  
大文四乙未  
領知濃洲松倉之軍令以  
上發左鎮為幕之故並洲  
濃是作為宮櫻之故也

永正十三丙子  
勝定生 子内藤  
去齊 尾藤 大衛 門村  
綱起 子仕津田下野  
或 三類 足男對馬守 顯忠  
或 三類 足男對馬守 顯忠  
或 三類 足男對馬守 顯忠  
或 三類 足男對馬守 顯忠  
或 三類 足男對馬守 顯忠

天文十一 東土  
公御誕生  
是也後走中門左衛門急侍 續田  
而死去白巖若天文三年  
甲午九月十日戰死續田

新築山城下島子間河内  
 二代城白鹿父子相傳河内  
 可加之  
 天文十八年  
 總別家而首前野任但馬  
 守秀吉公度之依有忠節  
 為橋登國三本城主領武  
 石石後但馬同出石郡城  
 主領三石從本關秀吉  
 公前備關白秀次公則秀  
 次公一味故壽長二丁酉年  
 加禮  
 天文十八  
 弘治二  
 利定生  
 任信長公領知二十八拾  
 七費之後御書被召出  
 弘治三丁巳  
 軍功多  
 天文十一  
 漢井直元生利定實死去  
 永祿八  
 家定生  
 源大御  
 後弓矢番初仕信長公後  
 御書家江被召出高麗陣  
 之加忍秀吉外而伯父前  
 野但馬守長慶一丁兄弟第  
 四人共渡朝鮮有軍加  
 家定等加兵衛定本後弓  
 佐左衛門正定 後弓 門善  
 同 六 家  
 同 三 庚 中  
 同 二 乙 未  
 同 一 甲 辰

承讓九如  
 太即兵衛安定 住三  
 五郎左衛門秀定 住  
 久太郎行定 秀社  
 久三即定令 引  
 女子 淳利定 元室  
 同 十一 天正七  
 五月廿三日 經廣安生  
 始名喜兵衛 暫仕薩州  
 密吉衛領三百石 後弓  
 大郎兵衛 父守定 嗣家  
 深德居 而弓木部 左衛  
 門  
 天正二 甲  
 同 十八 寅  
 八月 利定 被召出 賜  
 文祿 四 乙 未  
 定仍生 家定 承  
 早物兵衛 家光 公去  
 善路役 被 仰付 御鎧  
 炮頭 與力 十騎 同心 五  
 十人  
 定次 能島 定繼 父  
 女子 多 守 宗 立 德 氏 室  
 同 七 乙 卯  
 百 分 岐 乃 麻 呂 早 賴 子  
 定吉 世 田 大 藏 次 早 世  
 六 藏 三 早 世  
 同 八 庚 辰  
 定長 同 四 卯 辰 門 必 教 馬  
 亦弓 越 兵 衛 家 綱 公 物



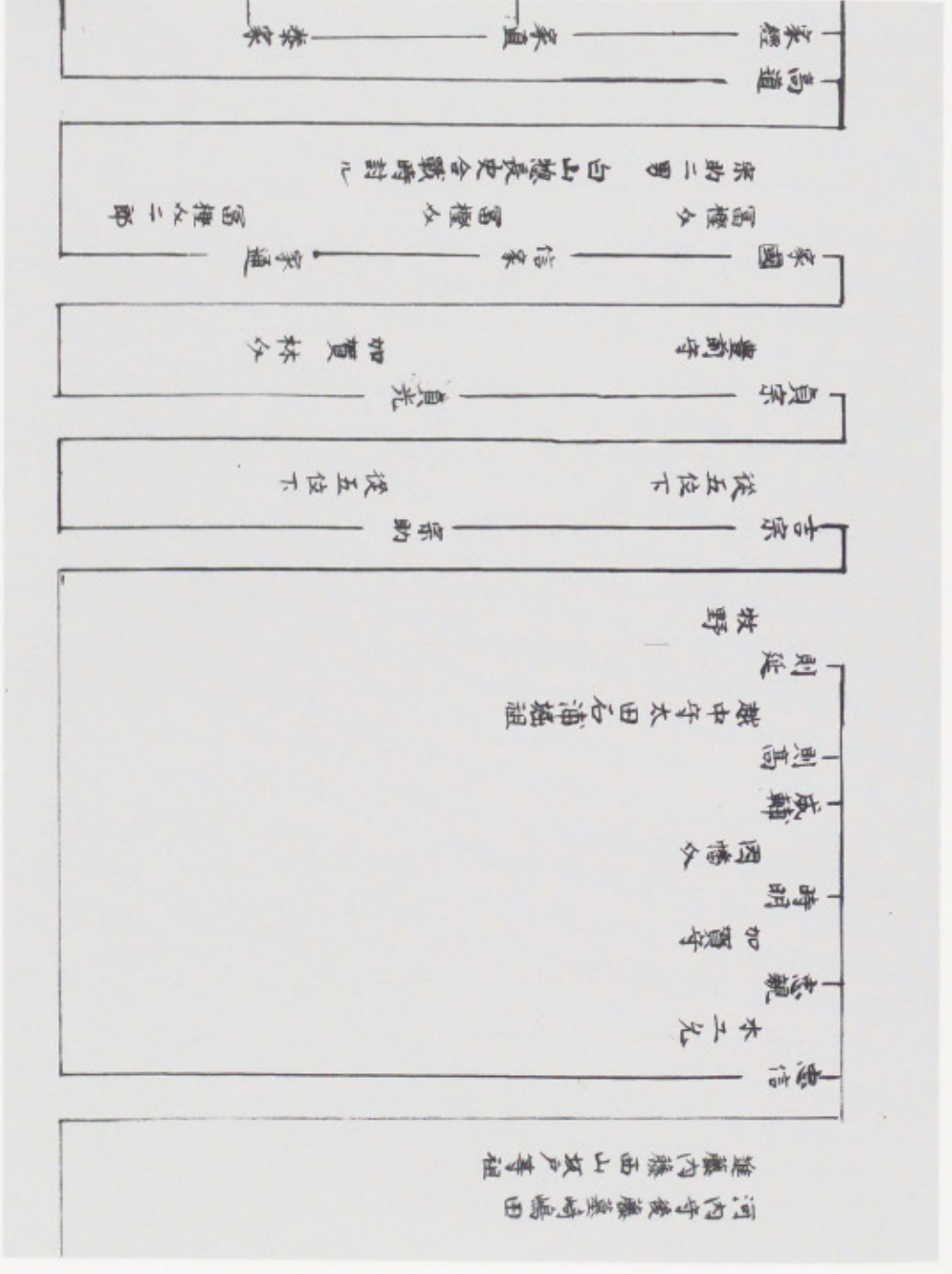
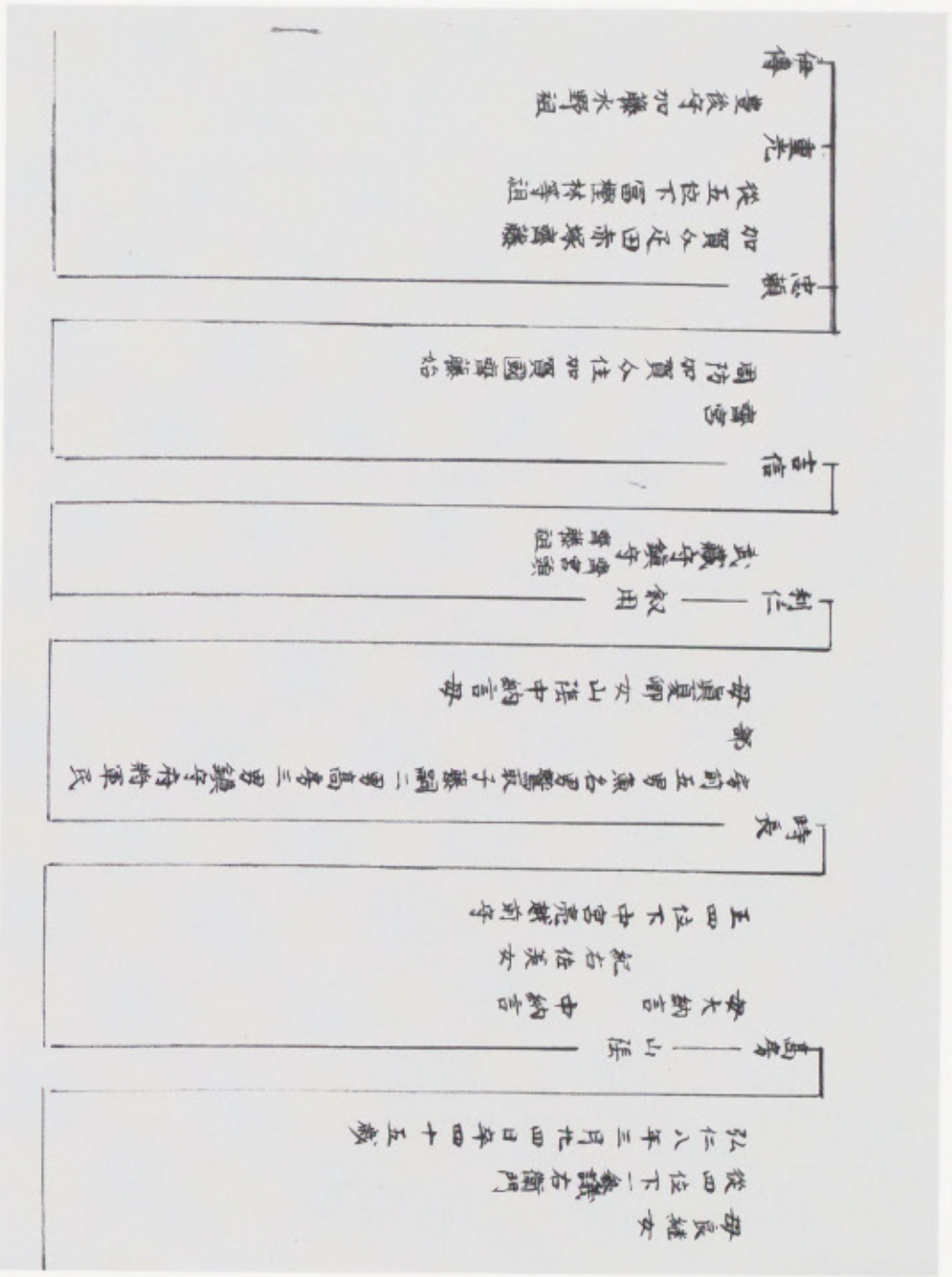














前野小助室  
 前野兵部少輔亦右近大夫  
 考吉公江仕數度之働有之後兄但馬守家三居入椽池田三左  
 備門家三病死又  
 定時 清十郎 本國生國同斷  
 前野兵部少輔亦右近大夫  
 女子 女子  
 坪内坐兵衛母  
 女子 女子  
 定時 小平太 本國生國同斷  
 弓長左衛門尉  
 女子 女子  
 定時 藏人 本國生國同斷  
 早世  
 女子 女子  
 武山香兵衛室  
 女子 女子  
 濱井太郎兵衛直元室  
 女子 女子  
 定時 源太郎 本國生國同斷  
 後惣兵衛亦玄春  
 自幼少 信長公江奉公仕候度之働申候父玄春頭利定一  
 巧二別紙ニ有之 慶長元区子年十月廿四日ニ病死法名  
 宗義居士

權現樣關東御入國以候被 召出武列ニテ御知行并領仕御  
 奉公申上候父利定本知濃列松倉之里并領仕使節則而濃  
 又ニテ御知行并領仕使關ノ原御陣高名働申働書引故有  
 之  
 安定 嘉兵衛 本國生國同斷  
 後德居考木工公高麗陣ニ伯父但馬守卜一町ニ渡朝辭官  
 一封押カクニハ切捨テ申候  
 權現樣關東御入國以後延徳元己酉年被 召出武列ニテ御  
 知行并領仕御奉公申上父利定本知濃列松倉里并領仕候  
 引而濃列ニテ御知行并領仕候  
 關ノ原御陣ニ并伊兵部組ニ罷有旨一討捕其外働申儀別  
 儀ニ有之大坂御陣時  
 權現樣御旗ニ罷有候 正保四丁亥年四月十四日八十三歳  
 病死法名巖堂玄登居士室八前野但馬守女法名眞鏡院志  
 觀  
 女子 女子  
 三枝涼藏室  
 定時 佐左衛門 本國生國同斷  
 後德居考左衛門高麗陣定女一町ニ渡朝辭ニテ所手負  
 自二討捕定安同斷ニ濃列ニテ別而御知行并領仕候 閑  
 ノ原御陣働並大坂御陣定安同斷 寛永十四丁丑年五月  
 十五日病死六十五歳法名予空居士  
 安定 太郎兵衛 本國生國同斷  
 高麗陣安定正定一町ニ渡朝辭ニ首一討捕申候間ノ原御



牌並大坂御陣足安正定同様ニ而濃助ニテ別而御知行拜  
 領仕候 慶長十七壬子年正月十七日六十一歳ニテ病死  
 法名心雪居士  
 右父子兄弟御奉公並勸申趣高名懷知行高特領、次第別  
 終有之

同子  
 秀定 五郎左衛門 本國生國同  
 父利定召建 御目見爲仕御奉公申上候 大坂御陣ニ河  
 部備中守組ニ罷有柵之内ニテ皆ニ討捕申候大御番組頭  
 被 仰付候 承應元壬辰年九月十八日七十五歳病死法  
 名日徳居士

同子  
 行定 久太郎 本國尾列生國武列  
 台徳流様江被 召出御奉公申上候 武列ニテ出生別腹  
 寛永十七庚辰年病死法名 不知

同子  
 空令 久三郎 本國尾列生國武列  
 後卜祐 亦別腹

同子  
 俊定 源三郎 本國尾列生國濃列  
 後嘉兵衛寛永十七庚辰年八月十六日五十一歳病死法名  
 生殿係鐵居士、室八平園石見守系圖別紙有之 寛永二  
 十癸未年正月六日病死法名鏡明院自梳

同子  
 俊孝 藤村四郎兵衛室  
 元禄五壬申年八月廿二日死去法名一樹院妙島

同子  
 定勝 源三郎 本國尾列生國濃列  
 後嘉兵衛 寛永三癸卯五月十日四十三歳病死法名松岳  
 貞唐士 室八尾列横井仲熾女 貞孝三丙寅年十月二  
 日死去覺照院祖婆

同子  
 定通 源三郎 本國生國同  
 後孝勤兵衛 元禄三庚午三月廿九日四十九歳病死法名  
 定道齋岩居士 室濃列多良高本新兵衛女 貞保壬寅年  
 八月廿七日死去久昌院日證

同子  
 定賴 彦右衛門 本國生國同  
 多田研右衛門方賀養子孫武列ニテ病死延寶二甲寅年十  
 二月十日三十二歳法名宗朝日惠

同子  
 定継 喜藤治 本國生國同  
 後水之兵衛不傳次嘉兵衛知行呼ニ字人ニテ罷有享保  
 元丙申年九月三十日七十三歳病死法名敦外道越居士  
 室八同國岐阜本領寺宗淨主寺女 正徳二壬辰年十二月  
 廿八日死去法名松壽院元妙

同子  
 定繁 源太郎 本國生國同  
 後平八郎亦兵左衛門  
 尾張大納言瑞龍院被 召出度之役督御奉公申上 享  
 保十四己酉年正月十八日八十一歳病死法名道顯自實  
 室八同國渡邊春兵衛女 元禄七甲戌年六月十日死去法  
 名正心院妙智



召連小山迄 御供仕同去關ヶ原御陣之時御鉄炮之考五  
 十八被 御舟子共召連 御供仕濃州於赤坂爲井  
 伊兵部少輔直政手ニ於 御目通敵與鎗ニ合何次首一級  
 宛討御申候其外判定鉄炮ニ而武加仕候儀古書物焼失仕  
 候故巨細分兼申候後天下 御一統之節關東筋之知行上  
 日本國於美濃國松倉郡高六千五百三拾石余每領仕次男  
 坪内嘉兵衛三男坪内佐左衛門五男坪内太郎兵衛右三人  
 旗下ニ被 仰付美濃國松倉郡ニ住居仕候處慶長十四己  
 酉年二月十三日病死仕候七拾二歳美濃國新加納村少林  
 寺葬

判定兄

訂野但馬守長康  
 右者他家ノ姓前野與号又秀吉ニ仕但馬國領出石之  
 城ニ住メ

判定妻

節目相分兼申候

判定惣領

譜末ニ有之

判定次男

坪内嘉兵衛定安

天下 御一統之後旗下ニ被 仰付并領高之内五百  
 拾壹石内分仕知行所ニ罷在候

判定三男

坪内佐左衛門正定

天下 御一統之後旗下ニ被 仰付并領高之内五百  
 拾壹石内分仕嘉兵衛太郎兵衛同様知行所罷在候

判定四男

坪内五郎左衛門秀定

台徳院様立奉仕進々御加増特領仕候當時御小納戸坪内平太  
 平嶋祖

判定之五男

坪内太郎兵衛安定

天下 御一統之後旗下ニ被 仰付并領高之内五百  
 拾壹石内分仕嘉兵衛佐左衛門同様知行所ニ罷在候

御四  
 六  
 三  
 傳  
 家

台徳院様御代寛永九壬申年與力拾騎被 仰付同十一甲戌年  
 大猷院様御代寛永九壬申年與力拾騎被 仰付同十一甲戌年  
 水口在舊被 仰付與力同心並惣領善太郎旗下三人之考

右嘉兵衛佐左衛門太郎兵衛子孫ニ至リ享保年中充  
 祖之筋目ニ申立不謂領仕候処三人共惣領兵衛旗下之  
 儀傳得者家系同筋之音御書付レハ被 仰渡候

判定女子

淡井太郎兵衛直元妻

利定惣領 依惣領  
 加善郎

二代目 生國美濃

坪内金善家定

始父興兵ニ織田家ニ仕歎度戰如信州高遠之城責之時十  
 八歳ニ而抜辭之儀有之ニ付信忠感狀賜信長賞是ノ感茂  
 有而典儀所持之笛小軌之筒給之右二品共于今所傳仕候

天正十二年長父平御合戰之時於小枝山

權現様江初而

御目見仕其許之上意ニ小枝近所小折之取手ニ考生野  
 八右衛門同嶋子吉十郎被置之本曾川筋者坪内ノ在所近  
 邊ニ而可為案内幸ハ八右衛門者爲剪頭小折之取手江加  
 勢被遣メ也然ルニ寄小折之取手ニ相諾其御物見ニ米炊  
 與出合忍之者三人討御申候慶長五庚子年景勝御征伐之  
 時父興一所ニ 御供仕同年關原御陣ニ考父一所ニ并伊  
 兵部少輔直政手ニ附首一級討取申候同十四己酉年二月  
 十三日父判定病死仕知行無相違被 仰付御稱之鉄炮之  
 者五十人第三人旗下ニ被 仰付慶長十九甲寅年同二十  
 乙卯年大坂兩度之御陣之時御鉄炮之者五十人并善太郎  
 定仍旗下三人共召連 御供仕

權現様御旗本ニ持口ニ固罷在候

台徳院様御代御鉄炮頭相勢

大猷院様御代寛永九壬申年與力拾騎被 仰付同十一甲戌年

御四  
 六  
 三  
 傳  
 家

